

文 教 厚 生 委 員 会 記 録

<第 5 号>

令和 8 年 第 1 回 沖 縄 県 議 会 （ 2 月 定 例 会 ）

令和 8 年 3 月 18 日 （ 水 曜 日 ）

沖 縄 県 議 会

文 教 厚 生 委 員 会 記 録＜第 5 号＞

開会の日時

年月日 令和 8 年 3 月 18 日 水曜日
開 会 午前 10 時 0 分
散 会 午後 5 時 22 分

場 所

第 4 委員会室

議 題

- 1 乙第 8 号議案 沖縄県看護師等修学資金貸与条例の一部を改正する条例
- 2 乙第 9 号議案 沖縄県後期高齢者医療財政安定化基金条例の一部を改正する条例
- 3 乙第 10 号議案 国民健康保険法施行条例の一部を改正する条例
- 4 乙第 11 号議案 沖縄県地域連携高齢者支援基金条例
- 5 乙第 23 号議案 沖縄県学校職員定数条例の一部を改正する条例
- 6 乙第 25 号議案 沖縄県部活動大会参加支援基金条例
- 7 乙第 26 号議案 沖縄県立青少年の家の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
- 8 請願令和 7 年第 11 号外 1 件及び陳情令和 6 年第 56 号外 49 件

出 席 委 員

委 員 長	新 垣 新
副 委 員 長	松 下 美智子
委 員	新 垣 善 之
委 員	新 里 匠

なし

R08. 03. 18-05

○新垣新委員長 ただいまから、文教厚生委員会を開会いたします。

本日の説明員として、保健医療介護部長及び教育長外関係部局長等の出席を求めています。

まず初めに、乙第23号議案沖縄県学校職員定数条例の一部を改正する条例を議題といたします。

ただいまの議案について、教育長の説明を求めます。

半嶺満教育長。

○半嶺満教育長 おはようございます。よろしくお願いいたします。

委員長、少し休憩。

○新垣新委員長 休憩いたします。

(休憩中に、教育長から、令和8年3月16日に発生した名護市辺野古沖船舶転覆事故に関して、哀悼の意と負傷者へのお見舞い、県内各学校に対し修学旅行の安全管理徹底について改めて周知する旨の発言があった。)

○新垣新委員長 再開いたします。

ただいまの議案について、教育長の説明を求めます。

半嶺満教育長。

○半嶺満教育長 教育委員会所管に係る議案の概要について、御説明申し上げます。

お手元のタブレットに表示される文教厚生委員会乙号議案説明資料を御覧ください。

審議対象は、条例議案3件でございます。

資料の3ページをお願いします。

乙第23号議案沖縄県学校職員定数条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

乙第23号議案は、児童生徒数の増減等により、学校職員定数を改める必要があることから、条例の改正を行うものであります。

なお、施行期日は令和8年4月1日としております。

以上が、乙第23号議案の概要でございます。

御審査のほど、よろしくお願いいたします。

○新垣新委員長 教育長の説明は終わりました。

これより、乙第23号議案に対する質疑を行います。

なお、質疑に際しては、委員自らタブレットの発表者となり、引用する資料の名称、ページ番号等をあらかじめ述べた上で該当するページを表示し、質疑を行うよう御協力をお願いいたします。

また、質疑・答弁に際しては、挙手により委員長の許可を得てから行い、重複することがないように簡潔に要点をまとめ、要領よく行い、円滑な委員会運営が図られるよう御協力をお願いいたします。

質疑はありませんか。

西銘純恵委員。

○西銘純恵委員 お願いします。ただいまの第23号議案ですね。

176名、合計で増ということなんですけれども、県立高校のほうで4人増と。その増減の主な理由を書いていますけれども、その説明と、そして教員が増える学校、理由、何名か、減るところはどうなのか、それからお尋ねします。

○東哲宏学校人事課長 高等学校の定数の御質問でございます。

まず高校ですけれども、高等学校の教職員の定数につきましては、その学校の収容定員、あとは学科などによって算定されていくということになっております。今回、具体的に申し上げますと那覇商業高校の定時制課程、あとは北部農林高等学校について、学科改編等によって2学級減となるというふうなことでなっておりますので、これによる定数の減が生じております。

またそれと同時に、今回特例定員というものを加算しております。こちらは、教職員の定年の引上げに伴いまして、定年退職がない年度の翌年度においても、新規採用者を確保できるよう、採用数の平準化を図るために加算される単年度措置の加配というものがございます。今回その制度を使いまして、新たに新規採用職員を14人程度採用することとしておりますので、これらの差引きで合計4人の増というふうなことでなっております。

以上です。

○西銘純恵委員 減るところが10人、そして増えるのが14人で、4名増と。特別支援学校はどうでしょうか。

○東哲宏学校人事課長 特別支援学校につきましては、今回児童生徒数が増加するということがありまして、合わせて18学級増というふうに見込んでおります。これに伴いまして、教諭等が40人増となっております。またあわせて、高等支援学校の寄宿舎の定員のほうが見直されまして、これらによって寄宿舎の指導員等が減じられるというふうなことがございまして、これらの差引きで今回37人の増というふうに見込んでおります。

以上です。

○西銘純恵委員 県立中学校、お願いします。

○東哲宏学校人事課長 県立中学校につきましては、今度の4月入学する生徒数40名としておりますけれども、御案内のとおり、今回中学校1年生から標準学級が35人となると、これに伴いまして、4校ありますので、これで4人増となっておるという状態になっております。

またあわせまして、県単でございまして、開邦中と球陽中に学校栄養職員を配置するというふうなことでございまして、合わせて6人の増となっております。

以上です。

○西銘純恵委員 市町村立の小中学校が結構な増になっておりますが、標準学級数、通級対象者数が増えているという説明になっていますが、人数的なものを合わせて、教員増減もお願いします。

○東哲宏学校人事課長 小中学校におきましては、今回児童生徒数が増加するというので、まず通常学級が17学級、特別支援学級につきましては21学級を、それぞれ増加すると見込んでおります。また、通級による指導対象児童生徒数が980人増加すると見込んでおりまして、これらを合わせまして、合計129人の教員定数の増となっております。

以上です。

○西銘純恵委員 通級の生徒が980名増えるということですが、去年、その前も、900人台だったかなと思うんです。毎年、通級の生徒が増えていくという

状況なんでしょうか。

○東哲宏学校人事課長　ここ数年、特別支援学級、また通級のほうもですね、児童生徒数が伸びているというような状況でございます。

以上です。

○西銘純恵委員　条例定数の下の図なんですけれども、本則定数、加配定数、そして県単定数ということで3つに分けていますけれども、なぜ分けているのか。そして、標準法に基づく給与は国から補助があると思うんですけれども、そこがどこまでカバーしてるのか、説明をお願いします。

本則定数の総人数、加配定数の総人数、県単の総人数もお願いします。

○東哲宏学校人事課長　今回提案しております令和8年度に関しましては、小・中・高を合わせまして、標準法上の定数は1万6860人でございます。それに加えまして、県単の定数が362人となっております。

この県単定数につきましては、小・中・高とでかなり差がございまして、高校と特別支援学校は県単定数のほうが多いというふうな状況となっております。

以上です。

○西銘純恵委員　国の財政負担もお尋ねしたんですけれども。

○東哲宏学校人事課長　教職員の給与に対する財政措置でございますけれど、特別支援学校の小中学部につきましては、3分の1国庫負担があるというものと、あと残りの地方負担につきましては、交付税措置されているというようなものです。また高校につきましても、標準法定数につきましては、全て交付税措置の試算の対象となっているところでございます。

以上です。

○西銘純恵委員　県単の高校、特支が多いと。県単の対象を見たら教諭とか、学校図書館司書とか、結構専攻科教諭とか、実習専任とか、教育に必要ということで、県が教員を配置しているということだとは思いますが、362人というのを県が単独で負担しているという、その総額というのはどれだけでしょうか。

○新垣新委員長 休憩いたします。

(休憩中に、学校人事課長から給与の負担額かとの確認があり、西銘委員から給与額であるとの説明があった。)

○新垣新委員長 再開いたします。

○東哲宏学校人事課長 まず、先ほど答弁いたしました県単定数362人のうちですね、高等学校分が192人でございます。申し訳ありません。この192人分の給与の額というのは、今数字のほう持ち合わせておりません。

以上です。

○西銘純恵委員 県単ということですが、県が独自に負担されているという、結構な額だと思っています。さっき標準法定数1万6806人、本則定数と加配定数ということであるんですけども、これは同じ扱いなんですか。わざわざ加配ということで、文科省が分けた理由というのは何でしょうか。

○東哲宏学校人事課長 まず本則定数につきましては、児童生徒数、それに基づいて算定した学級数等に基づいて、ほぼ機械的に計算されていくものでございます。それに対しまして、加配定数につきましては、例えば少人数指導であるとか、例えば専科担当の教員であるとか、どちらかというところと国の政策目的に即した教員をオンするというふうな制度となっております。

以上です。

○西銘純恵委員 加配定数といったら、例えば沖縄県の事情によって、専科少人数ということも言われたんですけども、子どもたちの状況、不登校の子が多いとか、そういうところを配慮して配置をされるというのかな。国が財政負担をする考えがあるのか、こちらが要求をすれば、その定数の中に、ちゃんと組入れがされているのかどうか、お尋ねします。

○東哲宏学校人事課長 加配定数につきましては、国のほうである程度テーマのようなものが設定されております。少人数であるとか、先ほど答弁しました専科であるとか、そういったものに即しまして、県のほうから要求しまして措置されるというふうな制度となっております。

以上です。

○西銘純恵委員 専科教員は、今年度に比べて、新年度どれだけ増やされますか。できましたら教科ごとに、説明をお願いします。

○東哲宏学校人事課長 令和8年度のまず配置見込みのベースで申し上げますと、教科ごとでお答えしますと、まず英語が48人、理科が44人、体育が58人、算数が13人の合計163人を見込んでおります。今年度、配置できたのが126人でしたので、それで37人程度の増を見込んでおります。

以上です。

○新垣新委員長 ほかに質疑はありませんか。

米須清一郎委員。

○米須清一郎委員 引き続きお願いします。

今の専科の部分ですね、そこが増えているということが全体の定数増の要因の一つでもあるという理解です。専科ということで、学校の職員の負担軽減という意味合いにもなるのかなと理解しているんですが、それを今後増やしていく方向なのかどうか、お聞きできればと思います。

○東哲宏学校人事課長 小学校の専科につきましては、通常全教科を受け持つ先生方の教科の、指導の一部をこの専科の先生方が担うということで、その分負担軽減が図れるということと、あとは、中学校の免許等を持っている先生方を専科として配置しますので、その教科指導の専門性がより深まるという2つの目的があってやっているところです。おっしゃるとおり、例えば算数とか理科とか、この分を持っていただくことによってですね、先生方の指導の時間が空きますので、いろんな負担軽減になるものと考えております。

以上です。

○米須清一郎委員 もう一点だけですね、全体が定数増える中で、その人員確保の面ですね。定数は定数として、実際の配置とかというのはまた別なのかなと思うんですけれども、その定数を増やしていくのは基本的に、実際もですね、増やしていくってことなんだろうと思うんですけれども、休職・離職も防ぎながら、またその一方で新しく増やしていく、採用していくというところの人員確保の取組についてお聞かせください。

○東哲宏学校人事課長 委員おっしゃるとおり、定数はあくまでもポストの数でございますので、ちゃんと教員が配置できなければ機能しないというふうなことでございます。2月補正のときに答弁したとおり、来年度の4月1日、580人程度の教職員を採用する予定となっております。またこれに合わせまして、本務率も引き上げていかなければいけないというふうなこともありますので、退職される先生方に再任用等でまず現場に残っていただくであるとか、あとはもうなるべく休職を出さないようにということで、メンタルヘルスを含めた対応であるとか、休職者を減らすためのいろんな施策とかも全て織り交ぜながらですね、現場の先生方が不足するという事態を避けるように、一生懸命取り組んでいるところでございます。

以上です。

○米須清一郎委員 もう総合的にというところで大変だと思うんですが、人員確保の総合的な対策の取組ですね、お願いしたいと思います。

以上です。

○新垣新委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○新垣新委員長 質疑なしと認めます。

以上で、乙第23号議案に対する質疑を終結いたします。

次に、乙第25号議案沖縄県部活動大会参加支援基金条例を議題といたします。

ただいまの議案について、教育長の説明を求めます。

半嶺満教育長。

○半嶺満教育長 続きまして資料の5ページをお願いします。

乙第25号議案沖縄県部活動大会参加支援基金条例について御説明申し上げます。

乙第25号議案は、中学校、高等学校等の生徒の部活動に係る経済的負担の軽減を図ることを目的として、沖縄県部活動大会参加支援基金を設置し、その管理等に必要な事項を基金条例として定めるものであります。

なお、施行期日は令和8年4月1日としております。

以上が、乙第25号議案の概要でございます。

御審査のほど、よろしくお願いします。

○新垣新委員長 教育長の説明は終わりました。

これより、乙第25号議案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

小渡良太郎委員。

○小渡良太郎委員 ありがとうございます。

一般質問でも取り上げた内容ではあるんですけども、条例の部分でも少し確認をさせてください。

概要の説明の部分です、中体連・高体連・特体連・中文連・高文連に加盟している学校の生徒が対象という形になっているんですけども、それ以外の部分については、一般質問だと、たしか文化観光スポーツ部のほうでスポーツ少年団への支援というのを今までやってきたという答弁あったと思うんですが、この部分は、基金の対象外ということで理解してよろしいですか。

○遠越学保健体育課長 今委員からありましたように、この基金につきましては、県高体連・中体連、あるいは高文連・中文連等が主催する大会に参加する、大会参加を支援ということになっておりますので、少年団等は対象外となっております。

○小渡良太郎委員 例えば日本高校ダンス部選手権、これいわゆるダンス甲子園って言われているものですね。たしか高体連の所属じゃなかったと思うんですけど、これも対象外ですか。

○遠越学保健体育課長 本基金の対象としましては、先ほど申し上げたとおり、高体連・中体連等が主催の大会となりますので、それ以外の大会については、全て対象外ということになります。

○小渡良太郎委員 中学もそうですけども高校のダンス部選手権、これ全国の教育委員会全て後援に入っているわけじゃないんですけども、沖縄県教委は後援しているんですよ。県教委が後援をしている全国大会だけど、高体連の種目じゃないから外すというふうなところは、公平性という意味では、ダンスで活躍する、頑張る中学生、高校生も多い中で、そこは少し、この切り方としては、いささか乱暴じゃないかなというふうに感じるんですが、このような対

象のくくりになった経緯、背景と、あと今後、いろいろ要望も出てくると思いますので、今後の対応について、どのように考えているのか教えてください。

○遠越学保健体育課長 来年度に向けて設置する基金ではありますが、今年度までも既に大会に参加するための支援、派遣費の補助ということで、県教育委員会としましては団体に補助をして、そこから参加する生徒に補助をするという形を取ってきました。これまでも中体連・高体連等の主催ということで限定した形でやってきましたので、この基金につきましてもまずはそのような形でスタートしたいというふうに思っております。

それ以外の団体が主催する大会というのは数多くありますので、これを全て網羅していく場合には、どうしても学校の申請時の煩雑さ、教職員の負担等もあります。それから大会の規模等の確認といった作業もあります。そういったところを含めて、まずスタートして、その後にそういった課題もきちんと精査しながら、拡充をしていけるのかと——いく方向でですね、今後、しっかりと検討していきたいというふうに考えております。

○小渡良太郎委員 部活動の県外派遣の支援について、基金化で対応してはどうかという提案は以前からさせていただいて、もう数年来、下手したら前期から、多分言ってきていることだと思います。基金条例が提案されたことは非常に、一般質問で申し上げたとおり、喜ばしいことではあるんですけども、ただやはり、部活動等となっていないところが少し気になるなあというふうに考えています。

今、スタート時点での対象としては、中体連・高体連等々という形であって、今後拡充の可能性も含めて今答弁ありましたけれども、先ほどダンス部選手権の例を挙げたように、既にもう県教委が後援をしている、サポートをしているという大会もある中で、高体連じゃないから外れるというような形づくりのスタートになるのは、県民に対して、少し説明に私としても苦慮するところかなというふうに感じています。できるだけ早期に大会——このダンス部選手権もたしか一応一般社団がやっている大会だったと記憶はしているんですけども、どういった大会に、全国大会は全国大会で、それぞれの競技で頑張る子どもたちは、県の代表として参加をするわけですから——全て出しなさいというつもりはありません。でも、どこまで補助をしていけるのかというところは、いま一度、ぜひ精査をしていただきたいというふうに思います。

特に部活としてあるものについては、ほかの部は行けているのにうちの部だけないよというふうなのが、これは4月1日から走るとですね、現状すぐ噴出

してしまう懸念がありますので、そこのところは改めて早期に、今、こういった部活等があるのか、こういった子どもたちがどのような活動をやっているのかというところをまず軸に、今後の支援の在り方というところ、拡充の在り方ですね、ぜひ検討していただきたいと、これは指摘として述べさせていただきます。

いい条例ですから、できるだけ受け取れる子どもと受け取れない子どもという形での差が出ないように、運用のほう、必要があれば改正も含めてやっていただきたいと思うんですけれども、教育長、最後に御見解をお聞かせください。

○半嶺満教育長 貴重な御指摘だというふうに受け止めております。

スタートするに当たっては、課長からもございましたとおり、まずこれまでのスキームでしっかりと実施をしていきたいということでの今回の体制でありますけれども、やはり、御指摘のあったとおりですね、学校教育の中で取り組んでいる子どもたちについては、しっかりとまた把握をしながらですね、その対象として支援ができるような形を検討してまいりたいというふうに思います。

○小渡良太郎委員 本来であれば、スタート時点でできるだけ多くを内包できているほうが、少なくとも次年度の子どもたちはもらえるもらえないが出てしまうということですから、これは提案の際にですね、再三この高体連・高文連以外の部分もぜひ御検討に加えてくださいとか、部活動として活動しているところ、ぜひ調査をしていただきたいとかということを申し上げてきたので、スタートを切れるのはいいことですから、ぜひできるだけ多くの子どもたちに支援が行き渡るようにですね、今後とも取り組んでいただきたいと思います。

以上です。

○新垣新委員長 ほかに質疑はありませんか。

平良識子委員。

○平良識子委員 部活動大会の派遣費については、11月定例会でも高校生から陳情も出ておりましたし、そしてまた長年ですね、各市町村、そしてまた議会においても、もう保護者も含めて、本当に多くの声がずっと上がってきて望まれていた事業ですので、沖縄県がこれだけ大きな予算をしっかりと今回計上し、基金をつくったというのを高く評価させていただきたいと思います。

まず初めに、基金として３年間運用するということで、４．２億円を計上されておりますけれども、この積算根拠ですね、まず改めて質疑をさせていただきます。

○遠越学保健体育課長 本基金であります、どうしても航空賃、船賃というのは交通費がかかるということで、その３分の１程度をしっかりと補助したいということがまずあります。それ以外にも宿泊を伴うということで、宿泊費についても３分の１程度、上限２泊分ということにしておりますが、そういった形での補助ができればということで、今回は積算の根拠としております。

○平良識子委員 ありがとうございます。

飛行機、航空運賃と宿泊費の３分の１ということで、今、物価高騰であったり、あるいは時期においては、ホテル代も上下したりとかしますけれども、そこは加味しながら３分の１はしっかり出すよ、あるいは上限決まっているんでしょうか。３分の１はしっかり出すということで、増えてもそれを出すということで、どうでしょうか。

○遠越学保健体育課長 この補助金額であります、航空運賃、それから宿泊費含めて定額ということで、例えば県外の大会に参加する場合には、１泊当たり３分の１で５０００円という積算をしております。離島から本島の大会に参加する場合には、１泊当たり３０００円というものを基準にですね——大会の時期等も決まっておりますので、航空運賃、それから宿泊費それぞれ定額でという形でやりたいというふうに考えております。

例えば高体連の場合ですが、九州大会に参加する場合、これまで５５００円の補助でありました。それを２万６０００円。全国大会が令和７年度実績で８５００円でありましたが、関東で行う場合は航空運賃等も変わりますので、関東の場合は３万３０００円。それから離島の場合も、宮古地区から本島が令和７年度６０００円から１万２０００円、八重山地区が７５００円から１万３０００円というふうに増額をした形での支援となっております。

○平良識子委員 ありがとうございます。

次にですね、今現在、中学生、高校生に対する市町村からの、既存として支援している市町村の数を教えていただけますか。

○遠越学保健体育課長 特に離島の市町村におきましては、本島の大会に参加

する場合には、小中学校に対しては、全ての市町村で何らかの補助がされているというふうに確認しているところでもあります。

県外についてはですが、すみません、ちょっと今、正確なデータがないので申し訳ありませんが……。

○新垣新委員長 休憩いたします。

(休憩中に、平良委員から、事前のやり取りで中学校17市町村、高校18市町村が補助していると聞いているとの確認があった。)

○新垣新委員長 再開いたします。

○遠越学保健体育課長 申し訳ありませんでした。41市町村のうち、18市町村が現在、高等学校向けには補助しているというところでもあります。

○平良識子委員 41市町村ある中で、中学校が17市町村、高校18市町村と、子どもたちのこの大会派遣費が非常に厳しい状況にあった中での県の今回の支援については本当に高く評価させていただいて、また3年運用しつつ、先ほどの小渡委員からもありましたけれども、柔軟な対応を今後検討していただきながら、子どもたちの部活動あるいは、そういう活動の支援を広げていただければと思います。

終わります。

○新垣新委員長 ほかに質疑はありませんか。

新里匠委員。

○新里匠委員 お願いします。

今回の基金条例については、これまでよりも一歩踏み込んだ取組だなと思います。

例えば宮古に関しては、倍額になっているということでもありますけれども、ただこの派遣費の負担の問題というのは、根底には、まとまったそのお金を家庭が準備をしてですね、この派遣費を払うというところの、そのこと自体をできる家庭とできない家庭、また、やるのに窮するというところの家庭の問題が一番根底にあると思っております。私が言いたいのはですね、やはり現物給付というかですね、これ一旦家庭からそのお金を払って、後々戻するという仕組み

だと思っているんですけども、現状どうですかね。

○遠越学保健体育課長 まず、どうしても大会に出場することが決まってから、航空券を予約をしたり支払いをしたりということをしますので、その支払いが済んだ後に補助が来るというのが現状であります。

○新里匠委員 この問題を解決するという、前もって家庭から支払わなくてもいいような、この制度というのは考えたことがありますか。

○遠越学保健体育課長 高等学校におきましては、学校内に学校における派遣費という補助制度もあります。その中である程度支援を、先に支給をされて、その後また高体連のほうから補助が来るという仕組みになっておりますので、補助額分については、高等学校に関してであります、先に学校のほうからとすることができるような状況はあります。

○新里匠委員 高校については、全校そういうことができるわけですか。

○遠越学保健体育課長 派遣費というものは、各学校において金額はそれぞれであります、全ての高等学校において設置しているものと認識しております。

○新里匠委員 設置をしてその額の問題だと思うんですけども、今回のこの議案の中にある金額のことについてちょっと特化して聞きたいんです。これ旅費についての部分だと思うんですけども、宿泊費とか、飛行機代ということであると思うんですけども。前もって払わなくてもいいような制度について、例えば、航空会社と協定を結んでおいて、それについて申請すれば、県が直接航空会社のほうに支払うというようなやり方もあるかなあと思っているんです。要は負担感をどうやって減らすかが一番重要だと思っているので、そこら辺を今後ですね、こういう前向きな取組をやっているからこそ、お願いをしたいんですけれども、そういうことやってはいただけませんか。

○遠越学保健体育課長 まず、保護者の一部負担というのはどうしても出てきてしまうということ。この補助分についてもですね、今、委員御指摘がありました、一旦負担するということですが、どういう形ができるのか、学校が対応するのか、あるいは各団体が対応するのかということも含めてです。

ね、しっかりと考えていかないと、すぐに今その方法が取れるかということ、厳しいのかなというところがありますので、少しその辺も研究してまいりたいと思います。

○新里匠委員 もちろんやったことないことだと思うので、それはもう、周りのいろんな意見も聞きながら、事情も考慮しながらということになると思うんです。ただ、このことを考えてやり始めないと、これって負担はいつまでも残っているわけで、もちろん親の責任として、それは準備するのは当たり前だろうという話もあるかもしれませんが、実態として、この家庭の事情によって行きたくても行けないとか、部活をやめるとか、そういう子どもたちって確実にいるわけで、なのでそれを解決するために、もう一步踏み込んだ体制をつくれなかなというところをですね、やっていただくように要望いたしたいと思います。いかがですか。最後に。

○遠越学保健体育課長 先ほど申し上げたとおり、派遣にかかる費用については、学校の派遣費も含めて補助がありますので、その支出方法等も含めてですね、こういった形どのタイミングでやっているのかということも、各学校の実情を少し確認をした上で、今後こういった取組ができるのか、やっていきたいと思います。

以上です。

○新垣新委員長 ほかに質疑はありませんか。

西銘純恵委員。

○西銘純恵委員 私も今の件、ぜひ検討してほしいと思うんですよ。小中の場合は、市町村になりますよね。例えば浦添でしたらハンドボールが有名なんです。各市町村も、特化した小中の学校が誇る、市町村が誇る部活とか、そういうのを派遣をしているというのあるので、県が県立学校を、今のように立替払いじゃなくって、ちゃんと現物給付ができるほうで考えてほしい。市町村については、話し合いをやって、そこら辺について現物給付できるようにやれないかと、沖縄県がそういう基金でやりますからということは、話し合いを持って、検討してもらおうということではできないのかな。市町村も、派遣費というのは、ほとんど今、持っているだろうと思うので、そこら辺についてですね、ぜひ積極的に取り組んでいただきたいと思うんですがいかがですか。

○遠越学保健体育課長 各市町村におきましては、小中学校であったり、高校に対しての派遣費の補助をしているところであります。その金額だったり、内容についても様々でありますので、統一した形の補助の方法というのは、なかなか厳しいのかなというように思いますが、少し現状も把握しながら研究できたらなというふうに思います。

○西銘純恵委員 金額とかそういう話ではなくって現物給付の方法で、ぜひ話し合いを進めていただきたいと思います。よろしく。

○遠越学保健体育課長 金額だけではなくてですね、支給の方法につきましても、市町村のホームページ等確認しますと精算払いにするとか、定額で全国大会の場合は幾ら支給するとかという、それぞれがですね、全く違う方法で独自にやっておりますので、その支給方法につきましても、しっかりとまた研究する必要があるのかなというふうに思います。

以上です。

○新垣新委員長 ほかに質疑はありませんか。
新垣善之委員。

○新垣善之委員 お願いします。

この基金の対象が各連盟に所属している学校の生徒とありますけれども、今現在、部活動の地域展開があります。クラブチームには加盟しているんだけど、各連盟には加盟していないとなった生徒が、今、その連盟で行われている大会にクラブチームも参加するというのもあるんですけれども、そういったクラブチームが、今、対象となる大会に入ってきた場合に、このクラブチームの子どもたちというのは、対象になり得るのかというところ、ちょっとお聞きしたいです。

○遠越学保健体育課長 対象となる団体が主催する大会に参加する場合ということになっておりますので、学校の部活動ではなく、クラブチームが参加する場合にも、この対象になるということになっております。

○新垣善之委員 また、多分、今既存の各種団体への補助金というものもあると思いますけれども、その中で今指導者に対しては、どのような補助があるの

か、お聞きしたいです。

○遠越学保健体育課長 現在学校の部活動には、部活動指導員という方が配置をされておりまして、この部活動指導員の皆さんについては引率が可能ということになっておりますので、当然その旅費としてですね、県のほうから支払われるという形になっております。

○新垣善之委員 この基金は令和8年度から10年度までの、約4.2億円が基金、一般財源からありますけれども、多分この3年間で、各年度年度で大体の支出の状況が分かってくると思うんですけども、またそれ以降の財源の確保というか、計画をちょっとお聞きしたいなと思います。

○遠越学保健体育課長 今回3年間で4億2000万円という積立てをしているところでありますが、各年度約1億4000万の予算になるというふうに考えているところであります。これまでもクラウドファンディングで多くの方々から寄附を頂いて御支援をいただいていたところでありますが、今後民間企業からの寄附等も含めてですね、支援いただける団体等があれば、その基金に積み立てるという形ができるのではないかとというふうに考えております。

以上です。

○新垣新委員長 ほかに質疑はありませんか。

山里将雄委員。

○山里将雄委員 皆さんが質疑しちゃったんで、その中でちょっとだけ気になるところだけを聞かせていただきたいんですけども。これ4.2億円や3年間でということになっているんですけども、年1.4億円、その1.4億円というのは、その年度でもそれぐらいだというふうに皆さんの方で、いわゆる推計を立てて、1.4億円ということになったんですか。

○遠越学保健体育課長 これまでの派遣人数でありますとか、先ほど申し上げた航空運賃の3分の1、あるいは、プラス宿泊費の3分の1というのを定額で決めておりますので、これまでの実績人数から積算をしてこの金額を設定したところであります。

○山里将雄委員 今すごい物価が高騰しているという状況ですね。それから

今、戦争の影響ですね、燃料費が相当上がっていくという状況もありますので、この中でですね、4億2000万円が3か年間で本当に——要するに、それに対応したような補助もしていかないといけない。まずそこはどうですか。定額となっていますけれども、これはもう、この3年間は変わらないということなんでしょうか。

○遠越学保健体育課長 物価高騰等の影響もあるかと思いますが、この3年間という期間につきましてはですね、基本的に先ほど申し上げた他団体、あるいは民間からの寄附等があれば、また財源変わってきます、金額が変わってきますが、基本的にはこの金額で3年間いくという予定であります。

○山里将雄委員 先ほど言ったとおり、やはり物価高騰等、今後予想されますので、やはりそれに柔軟に対応するように変えていかなければならないと思うんですね。そうなった場合に、今度はその基金が4.2億円が3か年間で、十分な額になるのかどうか。基金が足りなくなった場合に、その財源確保についてどうするのか、その辺はどうですか。

○遠越学保健体育課長 今回ですね、基金を設置することによって保護者の経済的負担の軽減ということで、これまでよりも増額をしました。3年間という期間の中でその金額を設定してやっていくわけですが、大幅なその状況の変化等ありましたら、また一般財源でどのような形ができるのかということもですね、しっかりと検討していきたいと思います。

○山里将雄委員 もう一点だけ。一応今、補助額は定額ということで、航空運賃と宿泊費に対する補助となっているんですけどね。離島の方は、かなり配慮されているように思っているんですが——まだ十分とは言えなくてもね。でも本島内でもですね、地域によって必要な経費の格差があると思うんですね。その辺ですね、地域の差というんですか、今はその制度になってないと思うんですけども、そういったものは考慮をなされたんですか。検討なされたんですか。

○遠越学保健体育課長 どうしても離島の場合は、航空賃、もしくは船賃がかかるということが大きな経済的負担になっているというふうに考えております。どうしても宿泊というものも伴いますので、その経済的負担の大きい地域、あるいは本島から県外に行くケース、同じように費用がかかりますので、

そういったところの経済的負担をまずは優先にということで、今回はこのように設置しているところであります。

○山里将雄委員 本島は一つという形だと思うんですけども、本島も広いですんでね。国頭辺りからだ結構遠いので、そういった地域のそれぞれの差というものもですね、考慮してもらいたいなと。これは要望としておきますけれども、それも含めて今後御検討いただければと思いますのでよろしくお願いします。

○新垣新委員長 ほかに質疑はありませんか。

喜友名智子委員。

○喜友名智子委員 この基金については、まず条例を出してですね、基金をつくるというところまでよく詰めていただいたなということで非常に評価をしております。3年間という期間限定ではありますがけれども、これによって、この子どもたちの部活動、大会の支援がどの程度できるものなのかということを実態調査しながら、部活動以外の活動にも広げていく形の基金に育っていくことを期待しています。先ほどから様々な委員の皆さんが質疑をされていて、私も本当に同じ点が気になっていたところです。

最後は財源のほうはどうしても膨らんでいかないと、支援の範囲というのを広げるというところには、なかなか行きにくいのかなと思います。まずは基金を安定的に運用して部活動の支援をやっていただくというところと含めてですね、この財源については、一つ提案をしたいことがありますのでぜひ御検討いただきたいです。宿泊税の一部をこの基金に積み立てたり、入れていくというところもぜひ御検討いただけないかと思っています。宿泊税も今から始まる制度なので、いきなりこの基金に直接ひもづけるというところは時間をかけた議論が必要とは思いますが、この部活動やほかの活動の派遣費用で、これだけ航空運賃それから宿泊費がかかるという理由の一つが、夏場での大会もやはり多いというところにあると思うんですね。沖縄は、夏は観光シーズンなのでほかに比べるとやはり割高な料金がかかると。この同じ時期に県外の大会に参加をするというところは、やはり観光の影響も受けた上での料金の影響を受けるというふうに考えることもできると思います。ぜひ基金を運用しながらの財源としてですね、宿泊税も検討していただけないかと思いますけれども、いかがでしょうか。

○遠越学保健体育課長 宿泊税につきましては、この目的、使途について担当部局のほうと調整する必要があると思いますので、その辺はまた確認をしながらやっていきたいと思います。

○喜友名智子委員 ぜひよろしくお願いします。担当部局が当然教育委員会とは別なので議論は厳しいかなと思いますけれども、それでも必要性を訴えていかないと、担当している部局にはこういった声があるということすら伝わらないので、ぜひそこは教育委員会から、基金を担当する部署として、声を上げていただきたいなと思っています。よろしくお願いします。

以上です。

○新垣新委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○新垣新委員長 質疑なしと認めます。

以上で、乙第25号議案に対する質疑を終結いたします。

次に、乙第26号議案沖縄県立青少年の家の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

ただいまの議案について、教育長の説明を求めます。

○半嶺満教育長 続きまして、資料の8ページをお願いします。

乙第26号議案沖縄県立青少年の家の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

乙第26号議案は、沖縄県立青少年の家の施設の利用料金の基準額の適正化を図るほか、附属設備の利用料金の基準額を定める等の必要があることから、条例の改正を行うものであります。

なお、施行期日は令和8年7月1日としております。

以上が、乙第26号議案の概要でございます。

御審査のほど、よろしくお願いします。

○新垣新委員長 教育長の説明は終わりました。

これより、乙第26号議案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

小渡良太郎委員。

○小渡良太郎委員 改正に関連して少し現状を確認させてください。青少年の家は6施設あったと思うんですけれども、それぞれの稼働率って、直近どのような感じになってますでしょうか。

○堀川恭宏生涯学習振興課長 答えいたします。

稼働率は今計上しているところではないですけれども、利用者数でお答えさせていただきますんですが、名護青少年の家が2万5270名。こちら令和6年度の実績数になります。糸満のほうが2万994。石川のほうが4万5304。玉城が2万5295、宮古が1万5336、石垣が2万1560、合計で15万3759人となっております。

○小渡良太郎委員 今、物価も上がってきて、いろいろな部分で施設も結構古くなってきているとは思いますが、改定されて若干の値上げという形になるかと思うんですが、もちろん教育施設も兼ねてますので、民間と違ってですね、要は取ったお金で回していくというような考え方では、根本的に違うというところは理解をしているんですけれども、古くなって修繕も必要な部分もいろいろ出てきているというのは、以前の議論の中でも出てきております。そもそも元値が安いので、利用料でどれだけというところでもないかとは思いますが、ただ施設の指定管理で運営されているとは思いますが、もう少し高くても大丈夫かなというふうに個人的には、感じています。

また利用料の算定というか確認の方法で結構細かく、いろんな部分が分かれて、これは聞き取りのときにも少し話をしたんですけれども、払う側がちょっと、例えば2泊3泊と重なる場合に、総額が把握しづらいという話をちょいちょい聞いたりもします。民間宿泊施設だと、1泊朝食つきで幾らみたいな形でやっているんですけれども、青少年の家だと、宿泊料はこれだけ、シーツの洗濯、クリーニング代がこれだけ、朝食はそれぞれという形で分かれていて、子どもに幾ら持たせていいか分からない、現金でのやり取りがオンリーというふうに聞いてますので、幾ら持たせていいか分からないというような話も耳にするものですから、この料金表示、これ議案の概要の下のほうに書かれているように、一応施設によって利用料金が若干差が出てきているのは、私もホームページ等確認して知っているんですけれども、もう少し分かりやすい料金表示というのもぜひ今後検討していただけないかなというふうに思うんですが、利用者目線です。そのところ、どのようにお考えかお聞かせください。

○堀川恭宏生涯学習振興課長 本条例におきましてはですね、公布日から施行日まで3か月間準備期間を設けておりまして、その間に指定管理者において、条例で示した基準額を基に、料金改定ですとか、料金システム等の見直し、また学校をはじめとする利用者への周知説明等を行うこととしております。

私どもとしましては、ウェブサイト等を活用してですね、利用者に分かりやすく料金改定を提示するよう、また新たな料金体制が円滑に運用されるようにですね、指定管理者と綿密に調整してまいりたいと考えております。

以上です。

○小渡良太郎委員 先ほど聞いたように、利用者も年間15万人という形で非常に親しまれている——私も子どものとき、石川少年自然の家とか、当時、そんな名前だったと思いますが、利用した記憶もあるものですから、親しまれていますので、もう少し分かりやすい説明も含めてですね、今後も運営していただきたいなと要望しております。

○新垣新委員長 ほかに質疑はありませんか。

西銘純恵委員。

○西銘純恵委員 ただいまの議案ですけれども、宿泊室、生徒・学生、5割増しぐらいになっているという感じでね、金額は低いけれども、割合が高いのもあるなという気がします。料金改定は、何年前——今回、何年たってますか。

○堀川恭宏生涯学習振興課長 本条例につきましては、指定管理者制度を導入した平成20年度に制定しておりまして、その後22年、23年に指定管理者——直営をしていたんですけれども、こちら指定管理者にその都度変えておりまして22、23年。そして平成26年度にですね、消費税が5%から8%に上がった際、それから平成31年に8%から10%に上がった際に、それぞれ料金改定を行いまして、令和5年度には制度運用委員会を設置するという事で、これまで都度5度改正しておりますけれども、料金改定は消費税を除いて今回が初めてということでございます。

○西銘純恵委員 この額に消費税10%はつくんですか。この使用料プラス消費税ってなるんですか。

○堀川恭宏生涯学習振興課長 消費税は含まれた金額で表示しております。

○西銘純恵委員 物価高騰いろいろ水道・電気、維持費、設備ね。また人件費もそうなので、引上げ、7年ぶりか8年ぶり、まあ仕方ないのかなあと思うんですけれども。

これまでの利用の状況を聞いてましたけど、私、免除制度を持っているというのが一つの救いかなあと思っています。この免除について、任意団体、例えば学童クラブとか、子ども会とか、いろんな団体がありますよね。部活もそういう形になるのか、そこら辺については、免除対象でいいんでしょうか。

○堀川恭宏生涯学習振興課長 お答えします。

料金改定後もですね、学校が教育課程に基づく教育活動として利用する場合は、利用料金は免除となっております。今御質問ございました部活動ですとかクラブ活動、学童クラブ等の利用についてはですね、免除とはなりませんけれども、ただ児童生徒の利用料金の設定につきましては、一般学生の半額に設定しておりまして、利用の促進を図っているところでございます。

以上です。

○西銘純恵委員 社会教育施設ということでは、学校を介さない様々な子どもとの関係、教育ということで、例えば、子ども食堂に通う皆さんがそういうところを利用して、子どもたちと一緒にとかね、多角的にいろいろできてくるのかなあというのもあるわけですよ。だから免除のところが、教育課程に基づくというところをもっと緩和できないのかなあという感じで、それは今後、検討してもらいたいとは思っているんですが、いかがですか。

○堀川恭宏生涯学習振興課長 お答えします。

今回の料金改正につきましてはですね、令和3年度の包括外部監査を踏まえまして、受益者負担の原則の考え方を基にですね、利用料金の見直しを検討して今回上程しているところでございまして、またあわせて電気料金をはじめ、昨今の物価高騰等もございまして、指定管理者の経営状況も非常に厳しい状況が続いているところでございます。しかしながら、社会教育団体の利用について、少し研究の余地はあるかもしれませんので、この辺りは少し持ち帰って考えてみたいと思います。

○西銘純恵委員 検討よろしくをお願いします。

以上です。

○新垣新委員長 ほかに質疑はありませんか。

新垣善之委員。

○新垣善之委員 今課長がおっしゃられた、やはり近年の物価高騰なんですけれども、最近では、本当に国際情勢の変化によって、今燃料費、ガソリンなんかも急激に上がっていると。今この施行は7月1日から約3か月間、各施設が70から130%の間で料金を決定するとあるんですけれども、こういった本当にもう、飲食店が本当にもう閉鎖するぐらいという急激な高騰となっている今現状では、そういった指定管理者制度における契約の段階での——運営ができれば、どこが指定管理、もうちょっとできませんってなるぐらいの運営状況になってしまうと困るので、料金の改定は分かる。しかしながら、今本当に、急に燃料費が上がってきた。本当にシャワー代も膨大だったりとか、シーツのリネン代だったりとか、上がってくると思うので、そういったときの契約の対応っての何かあるんですかね。

○堀川恭宏生涯学習振興課長 今回の2月補正の冒頭先議におきましてもですね、臨時交付金を活用して、賃上げ環境整備に係る補正予算は計上して、可決していただいたという形で、人件費の補填は今回させていただいたところでございます。

ただ指定管理者と話合いの中でですね、やはり経営状況非常に厳しいという話も聞いておりまして、それで今回、自助努力といいますか、利用料金をしっかりと確保していこうというところ、できるところからやっていこうというところで、今回利用料金改定しておりますけれども、ただ青少年の家の費用のほとんどがですね、県の支出と指定管理料で賄っているところもございます。

また大規模修繕の話もございますので、この辺りはちょっとすぐには——ただ指定管理者の意見も十分聞きながらですね、今回人件費について補正しましたけれども、この辺りはなるべく安定的な青少年の家の運営ができるようにですね、努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○新垣善之委員 やはり管理者といつでも意見交換ができるように、よろしくお願いします。

○新垣新委員長 ほかに質疑はありませんか。

松下美智子委員。

○松下美智子委員 こんにちは。よろしくお願いいたします。

さきの委員が、質疑、既に終わられているので、ちょっと気になるところだけ質疑させてください。

まずこの料金の現基準額と新基準額というのがありますね。下のほうの広場シャワー室とそれから附属設備利用料金というのは、新たに発生するという理解でよろしいのでしょうか。これまでは、料金が出ていなかったということでもよろしいんですか。

○堀川恭宏生涯学習振興課長 そのとおりでございます。

○松下美智子委員 この新基準額には全ての基準となる料金は付されているという理解でいいですか。これまで、別の委員からもシーツ代とかというお話とかも出ていたんですけれども、それについてお伺いします。

○堀川恭宏生涯学習振興課長 その他の経費につきましては、業務仕様書の中で施設の利用に関する業務という項目がございまして、条文読み上げますと、指定管理者は、その他の料金としてリネン料金、食事料金、主催事業等にかかる経費を徴収することができる。それぞれの料金を設定する際には教育委員会の承認を得なければならないという規定がございまして、事前に調整をして、こちらのほうで認めた上です。そういうリネン料金ですとか、食事料金、主催事業に関する経費等については、別途徴収することができるというような形になっております。

○松下美智子委員 それから29ページのところの左側の一番下に、基準額はこれで定められているんですが、各施設の利用料金は基準額の70%から130%の範囲内で、指定管理者が定めるというふうにされていますけれども、今後この議案が通れば、この6施設の指定管理者の方が、これを基準に決めていかれるという理解でよろしいですか。

○堀川恭宏生涯学習振興課長 そのとおりでございます。

○松下美智子委員 それがあって、公布から3か月、施行まで期間を置いていただいているのかと思うんですが、この6施設が料金を決めて、それぞれに公

表されるのは、いつ頃になりますか。

○堀川恭宏生涯学習振興課長 こちらは各指定管理者によってまちまちだと思うんですけども、私どもとしましては、一月程度と見込んでいるところでございます。ですので5月頃には確定をして、学校等への周知を図っていくという流れを想定しております。

○松下美智子委員 きちんとした料金は各施設のですね、5月頃ということなんですけれど、学校等に、令和8年度にこの料金を上げる方向にあるということとはもう既に説明とか、お話しとかはできているんでしょうか。5月の段階で初めて現場は料金が上がるんだなということが分かる状況に今なっているんでしょうか。伺います。

○堀川恭宏生涯学習振興課長 今回の料金改定につきましては、指定管理者とも綿密に連絡調整をしているところですので、腹案といいますか、各施設において、ある程度この金額というのは、定めているのかなというところなんですけれども、指定管理者において、学校側に連絡、——これは個別の話になるんですけども、例えば、事前に予約がある団体については、こういう値上げを想定していますよという形で、できるだけ丁寧に説明していただきたいということで、私どものほうから指定管理者には伝えております。ただその先というのはちょっと把握はしておりませんが、指定管理者において、学校側に、特に事前に予約がある団体等については、説明していただきたいねという形で、助言といいますか、お願いしているところです。

以上です。

○松下美智子委員 委員の中からは、すばらしい施設なので、これでも安いという御意見も出てはいたんですけども、もう全ての物価が高騰している中で、やはり値上げというのは、かなり利用者側とすると、ちゅうちょする部分も出てくると思いますので、事前にしっかり、相手が学校であるのであれば教育委員会からもそれは伝えていただける、周知していただければなというふうに思います。よろしくお願いいたします。

以上です。

○新垣新委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○新垣新委員長 質疑なしと認めます。

以上で、乙第26号議案に対する質疑を終結いたします。

休憩いたします。

(休憩中に、補助答弁者の入替え)

○新垣新委員長 再開いたします。

次に、教育委員会の請願第1号及び陳情令和6年第72号の3外29件を議題といたします。

ただいまの請願及び陳情について、教育長等の説明を求めます。

なお、継続の陳情については、前定例会の処理方針等に変更があった部分についてのみ説明をお願いします。

半嶺満教育長。

○半嶺満教育長 教育委員会所管に係る請願・陳情の処理方針について、御説明申し上げます。

お手元のタブレットに表示されます請願・陳情に関する説明資料の表紙をめくっていただき、目次を御覧ください。

教育委員会関係については、請願について新規1件、陳情について継続30件、合計31件となっております。

初めに、継続審議となっております陳情に係る処理方針の変更について、御説明いたします。

12ページを御覧ください。

令和6年陳情第136号の3 令和6年度美ぎ島美しゃ宮古・八重山圏域の振興発展に関する陳情の記の4の処理方針について、次の13ページを御覧ください。変更のある箇所を下線で示しております。

変更の理由については、学校給食費無償化に向けた取組として、全ての市町村に対して、小学生の学校給食費を国の交付金を活用し補助するとともに、引き続き中学生の学校給食費の2分の1相当額を補助し、保護者の経済的負担軽減に取り組んでいくことを踏まえ、処理方針を変更したところであります。

続きまして、46ページを御覧ください。

令和7年陳情第183号高校生部活動における県外遠征費補助金制度拡充に関する陳情について、次の47ページを御覧ください。変更のある箇所を下線で

示しております。

変更の理由については、今定例会に提出させていただいた沖縄県部活動大会参加支援基金の設置に伴う支援の拡充に向けた取組を踏まえ、処理方針を変更したところであります。

続きまして、新規の請願について御説明いたします。

5 ページを御覧ください。

請願第 1 号盗難文化財流出文化財の返還に関する請願について、御説明いたします。

記 1 及び 2 について、沖縄戦前後に流出したと考えられる琉球・沖縄由来の文化財については、沖縄県として、戦前の写真記録と真栄平房敬氏の証言等に基づき、米国に対して、米国連邦捜査局（F B I）の盗難美術品ファイルへの登載を申請し、現在11点が登載されております。

また、同作品類は、文化庁が、盗難された文化財の発見・返還のために国内外に発信している盗難を含む所在不明に関する情報提供について、取り戻そうみんなの文化財にも掲載がなされております。

県教育委員会としましては、盗難文化財の新たな発見・返還の実現に向けて、在沖米国総領事館や F B I と連携し、盗難美術品ファイルの登録内容をより詳細なものに更新した上で、全米の博物館施設へ照会するなど、積極的な取組を進めてまいります。

以上で教育委員会関係の請願・陳情に係る説明を終わります。

御審査のほど、よろしくお願いいたします。

○新垣新委員長 教育長の説明は終わりました。

これより、請願等に対する質疑を行います。

なお、質疑に際しては、委員自らタブレットの発表者となり、請願等番号を述べた上で該当するページを表示し、質疑を行うよう御協力をよろしくお願いいたします。

質疑はありますか。

比嘉忍委員。

○比嘉忍委員 資料の 9 ページ。陳情令和 6 年第 88 号学校教育における平和教育に関する陳情。処理方針の中にですね、初任者研修等において、平和教育に関する研究事業を行うなど、教員の指導力向上に取り組んでおりますという部分がございますが、その研修の中で、先日の事故のあった船に乗船してのカリキュラムがあったのかどうか、有無について、答弁をお願いします。

○屋良淳県立学校教育課長 お答えします。

まず、学校における平和教育の在り方について、授業の中でしっかりと史実に基づいたことについて学習はいたしますが、それから教員についてもその指導力の向上に向けた指導はしますが、利用する施設等については、平和資料館であるとか、既存の県内の施設を活用しての学習となりますので、議員がおっしゃったようなことについては、ないものと承知しております。

○比嘉忍委員 課長、ないものと断言じゃなくて承知、断言ですよ。これは学校の先生方ということで、今の答弁では生徒たちの授業の一環としてもないということで、これは断言できますか。

○屋良淳県立学校教育課長 はい、ございません。

○比嘉忍委員 分かりました。

それではですね、これはもう県教育委員会になります、県立高等学校になると思いますが、市町村の小中学校での事案とか、先生方の研修、あるいは生徒たちはないものと信じたいんですけれども、これは即答できないと思いますけれども、4月中ぐらいには、ちょっと調べていただいて、資料として提出していただきたいんですがいかがでしょうか。

○屋良淳県立学校教育課長 現時点でないということではありますが、小中も含めてですね、平和教育の在り方について、どのような取組をするかについては、戦後80年の節目で行ったそのフォーラムであったり、それから沖縄県における平和教育の体系のプログラム、これがスタートしておりますので、そういったところも含めて、先生方のほうでどうい授業をしているかについては、しっかりと把握していきたいと思っています。

以上です。

○比嘉忍委員 今の課長の、小中学校でもないという断言でよろしいですかね。

○新城高広義務教育課長 現時点で平和学習等に船等に乗船してですね、平和学習を行ったという情報はございませんので、今後、必要に応じてですね、情報収集に努めてまいりたいと思います。

以上です。

○比嘉忍委員 学習の在り方で、県の教育委員会の平和学習ポータルサイトに、はじめにということですね、一人一人の命を大切にする平和教育を定着するということも文言も書かれています。そういった過程で、それから県としてもこの修学旅行を誘致しているというような状況がある中で、残念ながら起きてしまったということ。皆さんのこのポータルサイトにも記載されているようなこととも反するような状況が起きてしまった、この沖縄県内ですね。この辺も、今後のやはり方針として、こういった学習していくのも大事なんですけども、このはじめにうたっている、やはり一人一人の命を大切にするということを、本当に、これに逆に重きを置いてですね、しっかり展開していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○屋良淳県立学校教育課長 この80周年の節目で始まったこのまた新しい沖縄の、今後の未来を見据えた平和教育の在り方については、しっかりと情報も収集しながら、子どもたちにはやはり自分事としてしっかり捉えてもらえるような仕組みを今つくっているところでございますので、そのようなことも含めて、また既存の平和資料館であるとか、そういったところの活用、あとは、修学旅行で迎え入れた高校と沖縄の県立高校の交流というのも場合によってはあると聞いておりますので、そういったところも含めてしっかりと、こういった取組がなされているかについては、今後も情報収集していきたいと思っています。

○比嘉忍委員 また同じくこのポータルサイトで、先ほども平良委員からもあったんですが、このポータルサイトの中にも思いやりのある心とか寛容の心を育成するとありますので、やはりけがをされた児童生徒たちの――帰られたということではあるんですけども、フォローアップというのも確実に対応していただきたいと思いますがいかがですか。

○半嶺満教育長 今回、事故に遭われた生徒のフォローについてでありますけれども、先ほども答弁をさせていただきましたが、沖縄に滞在している際にはですね、やはり我々としても高校生のことでありますので、そういったメンタルケア等の要請がございましたら、しっかりと対応するというような体制を整えておりました。幸い、そういうことは要請はございませんでしたが、もう帰られておられるということですので、基本的にはその学校において、あるいは

自治体においてしっかりとケアがなされるものというふうに、我々理解をしています。

○比嘉忍委員 今教育長の話ですと、京都府の教育委員会で対応するということで、こちらとしてはフォローアップをしないのですか。

○新垣新委員長 休憩いたします。

(休憩中に、委員長から、質疑が陳情審査の範囲を超えているため、答弁は不要であるとの発言があった。)

○新垣新委員長 再開いたします。
比嘉忍委員。

○比嘉忍委員 答弁ありがとうございました。

しかしそういった平和学習、それから修学旅行を県としては誘致に力を入れている状況で発生した事案ということでもありますので——義的には京都府教育委員会のほうで対応していくということでありました。しかし、やはり県として、沖縄で起こった事案でございますので、そのような要望等がございましたらぜひ対応していただきたいと思います。遺族の件に関してもですね、よろしくお願ひしたいと思います。

以上です。

○新垣新委員長 ほかに質疑はありませんか。
松下美智子委員。

○松下美智子委員 よろしくお願ひします。

今質疑された同じところですね、陳情第88号学校教育における平和教育に関する陳情についてです。

私はこの陳情の内容に深く共鳴するところがあって、議会の一般質問でも、学校における平和教育を進めてほしいということで、何度か取り上げております。それで、今回処理方針の変更がないということで、そのままの状態の上程されているんですけれども——これは教育委員会ではなかった別の部局で開催をされた平和の礎30周年記念シンポジウムの中で、新聞にもお名前が出ているのでこちらで申し上げてもいいかと思うんですが、県立向陽高校の城間一華

さん、何名か挙がっておりましたけれども、明確に慰霊の日前後で行う従来の事業はマンネリ化しているというふうに、高校生自らが指摘をされて、沖縄戦を過去の悲惨な出来事で終わらせるのではなく、現在の戦争に結びつけて考えられる過程を検討してほしいというふうに強調されたということで、その上で、小・中・高生の発達段階に応じて、一貫性のある通年の平和教育のカリキュラムを組むべきだとおっしゃり、実現に向け県と教育現場が連携して話し合う場を設けることが大事だという、大変鋭い指摘を提案されております。

部局が違うからかと思うんですけれども、その後、この陳情を出された御本人が一般紙の両紙に論談という形で再度提案もされていてですね、何らかの処理方針にその辺、高校生自らが声を上げているので、処理方針に反映させられなかったのかなあということを、私は大変残念に思っているんですけれども。答弁できればお願いいたします。

○屋良淳県立学校教育課長 お答えします。

まず、陳情処理方針については、現場の動きがかなり急ピッチで、いろんなものの改革が進んでおりまして、それが反映させられていないことについてはおわび申し上げます。

この平和教育のモデルについてもですね、議会でも教育長のほうから答弁いたしました。小・中・高、特別支援学校の教員を対象に、各校種をつないで体系的な授業モデルということで、地区ごとの今展開が進んでおります。これは各地区ごとに、小学校の段階では、しっかりと学ぶ。中学校の段階では、探求する、深めていく、深掘りしていく。そして高校生の段階では発信していくという大きなテーマがございまして、それに基づいて授業をどんどん展開していったら、各地区で様々な平和教育の在り方がモデルとして蓄積されていくという仕組みをスタートしたところでございます。ですので、高校生の特にこの発信するということで、それを実際に言葉にして、声に出してメディア等でしっかりと発信してくれる高校生たちが出てきましたので、それについてもしっかりと応援をしながら、あと小学校、中学校の発達段階に応じて、しっかりとその目的に応じた学習が、学びができるような形で、しっかりとしたものをつくっていきたいと思います。

以上です。

○松下美智子委員 答弁ありがとうございます。

同じ陳情者の方の論談の中でも、心情的理解から分析的思考へということを経験した大きなテーマとして掲げられています。その中にも、那覇市立の小学校の学習

発表会で、6年生全員が考えた平和の詩の一節ということで、平和は願うだけでは守れない。一人一人の選択でつくられる。私たちは戦争のない世界を選びたい。命を大切にす未来を選びたい。私たちは、今を生きている。戦争のない平和な世界をつくっていくためにというふうな詩も掲載をされていて、もう小学校6年生でもこんなふうに、みんな意見をまとめることができるんだなあ大変感銘して、読ませていただきました。

ここでも新聞紙上でも、この城間一華さん以外にも、本当にすばらしい提案をされていますので、やはり、いち早くこれに反応していただきたいなあということを、私は切に要望させていただきたいと思いますので、この処理方針に関しても、先ほど御答弁いただいた内容も含めて、ぜひ次回は修正をお願いできればなというふうに思います。

○屋良淳県立学校教育課長 ぜひそのようにさせていただきたいと思います。
ありがとうございます。

○松下美智子委員 ありがとうございます。よろしくお願いいたします。
以上です。

○新垣新委員長 休憩いたします。

午前11時45分休憩
午後 1 時30分再開

○新垣新委員長 再開いたします。
午前に引き続き、質疑を行います。
米須清一郎委員。

○米須清一郎委員 先ほど午前からの続きですね。44ページ、第173号陳情ですね。

継続ですけれども、通学費支援、以前からお話もあって、方針も以前から御説明あったと思いますが、通信制の分ということで、令和8年度の予算計上しているか、何名ぐらいの想定で計上されているか教えてください。

○大城司教育支援課長 お答えいたします。

通信制課程の生徒につきましては、令和7年度5月に実態調査のアンケート

を行いまして、その中で、通学費が負担という生徒と、通学費が負担で公共交通機関を利用していないという生徒が64名ほど回答がございましたので、それを踏まえて予算を計上したところでございます。

以上です。

○米須清一郎委員 よろしくお願いいたします。新しい部分ですので、またその申請から交付までよろしくお願いいたします。

次、42ページに移ります。

第141号、同じく継続分ですね。これもですね、さきにありました予算審議審査でありました、県としての新年度新規事業があるということで、それを踏まえると、その処理方針というのも変わってくるかなと、より丁寧な説明が必要かなと思うんですが、その辺どうでしょうか。

○上江洲寿働き方改革推進課長 予算審議のときにいろいろ審査していただいた新規事業の件もあります。今回処理方針につきましては、今年度新しく立ち上がった事業を中心に書いておりまして、来年度はこの事業通しながら今後の方向性も検討する中で、改めて処理方針のほうは、再度改定していきたいと考えているところです。

以上です。

○米須清一郎委員 陳情の求めているものは、教育事務所での健康管理室ということで、必ずしもそこにすぐに至らないかもしれないんですけども、その状況と対策というところでは同じところも背景がある中で出てきていると思いますし、実際に県教育委員会としての対応があると。

これまで、よく御説明があった基本的には市町村主体、県としてはいろいろな会議等を通してですね、課題を共有し、一緒にやっていくんだという姿勢でもあるかと思うんですが、そうは言ってもですね、会議というのは、たまにしかやらないものでしょうし、健康管理というのは日々のことですし、それが市町村主体といっても、いろいろな状況がある中では、どこでも起こり得るところでは全てが対象だと思うんです。

その一方で、41市町村の教育委員会が全て独自でできるかということ、やはりすぐにはどうかなということもですね、決めつけるわけではないんですけども、実際のところ、はい、じゃという感じにはなかなかならないのかなと思うんですよ。なので、県としてどうする、市町村がどうする、そして県がどうするということを、その新しい年度で事業としてやりだす部分も含めてです

ね、その体制づくり、対策というのを続けていく中で、望ましい形というのを求めていくのかなと思うんですけれども、その辺も、やっていらっしゃる皆さんが、この処理方針を通してもっと表現することなのかなと思うんですよ。いま一度お聞きしたいと思います。

○上江洲寿働き方改革推進課長 今お話ありました41市町村をどう支援していくのか、しかも会議は確かに年2回、今年度、新しい取組で実施しましたので、その継続性という部分の御指摘も受けたところでございますが、ただ会議の中でですね、今回41市町村と教育事務所も入って、会議の中ではもちろん意見交換等様々な情報提供等をさせていただく中で、随時、質問を受けたりとか、相談できる関係づくりというのを今進めてきておりまして、今回の陳情の趣旨でもありますけれども、市町村教育委員会へ助言を進めるというところの部分は、今年度会議を立ち上げたことによってある程度強化できてきたのかなと。

実際41市町村が今後——市の中には、那覇市のように自走し始めているところ、でもまだまだやはり苦しいところも様々ですので、そういったところ丁寧に、我々課題だったり困り感を把握していきながら、今委員おっしゃるように、どういう体制で県全域としては取組を進めていくことが望ましいのかというところをしっかりと検討してまいりたいと考えているところです。

以上です。

○米須清一郎委員 考え方としては分かります。要はですね、新規事業で取り組む分がどういうことをするんだと。それによって何を得ていくんだということなのかなと思うんです。それがその1年の事業の話じゃなくて、各41市町村の全学校の健康管理につながる取組になっていくんだらうというふうに考えたときに、その新規事業をどうするか。そのやる内容が大事ですし、そこをこの陳情に対して、処理方針の中で示していくべきじゃないかなと思うんですけど、いま一度お聞きできればと思います。要は処理方針の更新が必要だと私は思っているんですね、このままでいいとは思っていないんです。

○上江洲寿働き方改革推進課長 新しい事業、今回令和8年度予算に計上している事業というのは、実は県単位でやるのは非常に珍しく、全国的にも珍しい初めての事業になっています。内容等も今いろいろ協議しながら、関係者とも意見交換しながら進めているところですので、そういったところをもう少し詰めて方向性が見えた段階でですね、この処理方針のほうも皆さん伝わるように

改定していきたいと考えております。

以上です。

○米須清一郎委員 よろしくお願ひいたします。

もう一点ですね、別のものに移りますけれども、34ページ、96号です。

フッ化物洗口というところで以前からある陳情ですけれども、現場というかですね、実際のところの状況を必ずしもちょっと知らなくて、陳情者のこの医療行為とか、そういうことの表現に対して処理方針のほうはあっさりと書かれている感じなんです。基本は市町村の教育委員会でやることですよということなのかなと思うんですが、陳情者が心配していることと、言っていることがかみ合っていないと思うんですね。以前からあるものですが、いま一度見ると。フッ化物洗口自体は問題ないんだけれどもという前提でですね、あとは市町村主体ですよという回答になっているのかなと思うんですが、陳情者のこの説明の要旨のところ、趣旨のところに書かれてますけれども、実際のところは問題が起きている例もあると。要するに、間違いも起こってしまうようなことも含めてリスクがあると。そういうことも含めて学校側の負担になる。そして何かあったときに責任問題が出てくることを心配しての陳情なんですよ。適正にやっていたら大丈夫。あと市町村主体ですよということの回答では済まないと思うんですが、その間違いが起らないようにする、起きた場合にどうなる。そういう陳情の趣旨に対してですね、お答えできていないと思うんです。

県の教育委員会としていま一度お考えを示していただきたい。

○遠越学保健体育課長 フッ化物洗口につきましては、令和6年度実施している学校が小学校で13校、中学校が6校というふうになっております。医療行為かというところに関しましては、フッ化物洗口マニュアルによりますと、その使用方法に従い溶解、希釈する行為は違法行為ではないというふうになっております。また学校によってはその負担だというような意見もありますので、実施の方法等についてはですね、市町村あるいは各学校のほうで工夫をしながら実行していくということが大切かなというふうに考えているところであります。

以上です。

○米須清一郎委員 そもそもそのところの状況もまだ確認できていなくての質疑になってしまいますけれども、そもそも、そのフッ化物洗口ということがどう

いうものなのか、その適正な対応というのがどういうものかというのは何らかの基準というかマニュアルといいますか、そういうものが示されている。あとはそれに沿ってやっていくということなんでしょうか。

○遠越学保健体育課長 フッ化物洗口は、低濃度のフッ化ナトリウム溶液を1分程度、口に含んで、いわゆるブクブクうがいというんですか、口の中で含んでうがいをして歯を強化して虫歯を予防するといった方法になっております。

これにつきましては、フッ化物洗口マニュアルというのがありまして、学校の養護教諭等が中心になってですね、それを熟知した上で学校のほうで実施する。また実施するに当たっては、保護者の同意を得るということになっているところであります。

以上です。

○米須清一郎委員 要するにそういったものが示されているわけですね。ちゃんと目に見える形で、全学校に、その適正なやり方というのがどういうものかというのが示されているということなんでしょうか。

○遠越学保健体育課長 厚労省が発行しておりますフッ化物洗口マニュアルというのがありますので、特にそれを実施する学校においては、そのマニュアルをしっかりと確認した上で、実施をするという形になっております。

○米須清一郎委員 現にその声も上がってきているわけですが、やり方まで示されているんですかね。誰がやるとか、誰が責任持つとか。要するに学校の先生方がやるのか、事務職員がやるのか、外部から来てやるのか。どういう体制でやるのか、そういう実施方法まで示されていますか。

○遠越学保健体育課長 誰がやりなさいということではないんですが、学校歯科医がおりますので、その学校歯科医の指導の下、教職員が実施するということになっております。

○米須清一郎委員 その行為がですね、効果があるものだとしてもですね、現にやりにくい、やる大変さというものとして声も陳情として上がってきています。やはりあとは市町村でという基本はそうかもしれませんが、県教育委員会として、実際に全国でトラブルが起きていることも踏まえて、適正な在り方、実施の仕方というのを示すべきじゃないかなと思うんですけれども、ど

うでしょうか。

○遠越学保健体育課長 フッ化物洗口の効果につきましては、しっかりと示されております。また活用といいますか、実施の方法についても、歯科医師の指導の下で、さらには、保護者の同意を得てというような形でなっておりますので、その中で当然安全性というものは担保した上で、やっていくというのが基本になってくると思いますので、そこは市町村、そして各学校での判断ということになると思いますので、県教委のほうで一律な判断ということを示すのは、現段階でちょっと厳しいのかなというふうに思います。

○米須清一郎委員 最後になります。実際にはトラブルが起きている、声も上がってきているというところで、今またその学校現場としての働き方改革ということに重きを置いてですね、全体として取り組んでいることでもありますので、やったほうがいいよ、やってもいいよみたいなことで終わらずにですね、それやることでのその混乱とか、やったほうがいいよという人だけじゃなくて、やりにくい、できればやりたくないという実態もあるようですので、その実施、誰がやるのか、何か起きたときの責任どうなるのか、そういう意味でも負担になっている現実もあると思うんですよね。なのでその働き方改革、その学校現場の環境づくりという大きな視点でも、これはそのまま、もう後はやるだけということに置いておかずにですね、いま一度、トラブルがないように、また負担にならないように、県教育委員会としても、またしっかり対応することが必要だと思います。その辺も御検討、御対応をお願いしたいと思います。

以上です。

○新垣新委員長 ほかに質疑はありませんか。

新里匠委員。

○新里匠委員 お願いします。12ページにあります陳情第136号の3、八重山の高校生の通学困難の部分のところでありますけれども、これについては処理方針、追記がないので、現状はどういうふうになっておりますか。

○大城司教育支援課長 お答えいたします。

この件につきましては、今年度、昨年11月にですね、石垣市のほうと意見交換を行ったところでございます。石垣市のほうからは、地域の住民の方からも、寮費の補助、公共交通機関の整備、バス代の補助等の要望が来ているとい

うお話がございました。

県としましては、この件については、処理方針にもございますように、教育長協議会等を通してですね、国のほうに要望しているところであるという旨伝えております。またさらにですね、石垣市北西部の生徒の支援につきましては、他の高校がない離島もございますので、この件の支援につきましては、慎重に検討していきたいという旨伝えているところでございます。

以上でございます。

○新里匠委員 ちょうど合格発表も終わってですね、まさにこれから必要になってくる寮でありますけれども、来年度に向けては、万全の体制というか、何も変わっていないからこれまでと変わらないのか。もう受入れ体制は万全といかなくても、全部受け入れるか、それなりの支援をできているのか、ちょっとそこら辺を伺います。

○大城司教育支援課長 通学の件につきましては、今御説明したとおりで、また今後も、石垣市のほうと意見交換をしていきたいというふうに考えております。

○新里匠委員 違うんですよ。これは、困っているから陳情上がってきて、ここで議論しているわけですね。なので検討はするよとは言っていますけれども、出てきて何も変わらなければここで議論する意味がないじゃないですか。少しでも前に進んでいるのかというのを聞いています。なので、何か変わっていますか、現状、前回から。

○大城司教育支援課長 お答えいたします。

現在石垣市のほうでですね、デマンド交通ということで、今実施しているというふうに聞いております。今現状としては、高校の通学の対象にはなっていないというふうに聞いておりますが、県教育委員会としましては、デマンド交通もですね、例えば高校の通学のほうの活用にも生かせることができれば、場合によっては県のバス通学支援の対象にもなるというふうに伝えておりますので、今後もまた、通学のほうですね、石垣市のほうと意見交換をしていきたいというふうに考えております。

○新里匠委員 教育長、教育機会の均等というか、公平性という意味で、今の現状どう思いますか。

○半嶺満教育長 今陳情の内容で、石垣市の北部区西部地区の通学が困難な高校生の支援ということで、要請が上がってきておりまして、今課長からも答弁がありましたとおり、石垣市との調整等行いながら、方法等について検討しているところでもあります。また九州教育長協議会を通してでもですね、この離島の高校生修学支援事業について補助対象とするように申請をしているところでもあります。今、なかなか動いていないという状況が現状でございます。我々としてもですね、何とかこの方法等を検討していきたいということで進めてきておりますが、まだその新たな方法が見いだし切れないでいる状況であります。これはしっかりとですね、また継続して検討していく必要があるというふうに考えているところでもあります。また、新たな法則が今御提示できない状況でいるのが現状でありますので、しっかりと受け止めながら、進めていく必要があるというふうに考えております。

○新里匠委員 続いて質問行きますけれども、28ページ。

辺土名高校学寮の定員を増員することについての、これも処理方針、変わっていないんで、現状、教えてください。

○屋良淳県立学校教育課長 お答えします。

辺土名高校の北星寮につきましては、今回入試が行われまして、令和8年度入学生の中で、寮の17部屋の空きに対しまして入寮希望者が29名おりました。12名は寮に入れずに、名護市内の2つの寮の状況、それから地元の下宿先のあっせん等で現在対応しているところです。

以上です。

○新里匠委員 この対応というのは、どういう。具体的にお願いします。

○屋良淳県立学校教育課長 入寮の際にはまず、前年度に入れなかった生徒たちを優先して入れるという学校側の規定がありますので、それに伴って、昨年度6名の生徒が入れませんでしたので、6名の生徒に対して入寮の希望を再度取って、そのうち2人が入寮したと聞いております。その上で空き部屋が17ありますので、それに対して希望が多かったので、抽せんに漏れてしまった生徒さんたちについては、まず、名護市内にある2つの寮の空き状況を今現在見ながら、そこに入寮を希望するかどうか。それから、入寮を希望したけれども、実際にかなり時間はかかりますけれども、バス等で通える範囲内にいる生

徒もいると聞いております。そういったところが対応可能かどうか。それから、地元のほうで下宿先を紹介しまして、そこに入る希望をするかどうか。それから賃貸のアパート等を探すということで、対応するのかどうかということをして一人一人にしっかりと意思を確認しながら進めているということです。

○新里匠委員 課長、これ聞いているだけですよね。聞いているだけで、これ、現状変わらないんですよ。辺土名高校のある場所がですね、やはり交通的にも不便なところにあるというところは、もちろん教育委員会だけの責任ではないと思いますけれども。ただ、ここで学びたいとかですね、地元についてもですね、この辺土名高校に多くの高校生が来て、それで高校が継続してそこにあるというところで、いわゆる地域の活性化とかですね、やはり将来のこの地域を担っていく人たち、関係人口も含めて増えるというところにメリットがあるわけですから、そこは、ちゃんと先ほども言いましたけれども、実際に行政に、要は、陳情した請願をした、その結果、ちょっとでもよくなったよというのをやっていただきたいんですよ、これは。なので、ここについて再度答弁をお願いします。

○屋良淳県立学校教育課長 まず、既存の寮の中で、空きスペース、例えばこれまで倉庫として使われていたスペース等を改修しまして、居住スペースに変更ができる。そうすると部屋が増える。そういったところで対応はしておりますが、何分必要な数全てを一気にできませんでしたので、それは順次進めていくと。そういう増築であるとか、それから、既存の周辺の施設を転用できるのかどうかという可能性も含めて、様々な検討を進めているところですが、全員分は確保できていないというのが現状でございますが進めております。

○新里匠委員 努力はしているよと、周辺施設の活用の部分は名護市とかとやっているんですかね。名護市とかそこら辺と、この話合いをやっているんですか。この周辺の施設という話が出ましたけど。

○大城勇人施設課長 すみません。まだ途中経過で申し訳ないんですが、昨年この陳情等も含め、あと生徒の今後の定員に対する、環境科だったと思いますが、入学希望者が増えていること、これに加えて入寮希望者も増えていることを踏まえて、同校に北星寮という寮がございます。当該寮の増築等を今検討しているところございまして、ただ、増築に当たりましては、耐荷重とか、そういった構造計算等も踏まえてですね、共用スペースであったり、一部使って

いない屋上部分の増築等、こういった様々な調査を入れた上で、どれぐらい対応が可能なのかというのを計算しないといけません。

一方でですね、書類等が、築後大分たっているものですから、今なかなか探せない状況もありまして、そこも踏まえてですね、実は、令和8年度それに対応するための予算を今確保して、これから計算を、調査するかどうか。また、これだけではなくてですね、ほかの施設等で生徒の受入れが可能であれば、その辺りも含めて、関係機関等と連携して、なるべく早く結論が出るように、今模索しているところでございます。

以上です。

○新里匠委員 18ページ、お願いします。

八重山地域における高等学校の水産科新設でありますけれども、これについては、この処理方針変わっておりませんか。こういった調整やっているのかも含めて。

○屋良淳県立学校教育課長 処理方針については変更はございません。水産科の新設を求めるということではありますが、現在の沖縄水産高校、それから宮古総合実業高校の水産科の卒業生、これについては、海技士の資格等については毎年50名の有資格者の輩出はこれまでどおり続けていくというところで、しっかりと生徒たちの就職先等も確保しながら、もしくはそういった必要な人材を育成していくというところで、続けているところでございます。

以上です。

○新里匠委員 これ八重山の水産関係とは、意見交換はしていないんですか。先ほどの50名輩出しているから沖縄県の人材確保としては、それでいいというような方針の下で、これは検討する必要があるのか。検討はやっているのか、そこをお答えいただきたいと思います。

○屋良淳県立学校教育課長 検討する必要があると思っております、あとはやはり島内からの例えば求人については、令和5年度は1名。令和6年度については3名の求人がございました。令和7年度については調査中でございますが、いずれにしても、その海技士の資格の要らない、水産科のない高校からの求人ではなかったので、いわゆる水産科としての必要性については、現時点ではないのかなと考えておりますが、ただ、やはり宮古総合実業高校の定員をしっかりと確保していくというところを、まず第一優先に今考えているところで

す。

以上です。

○新里匠委員 以前の委員会で、水産系に進む卒業生がゼロというような、これ宮古実業の話だったかもしれませんが、ゼロという話もあったんですけれども。この石垣って漁業が盛んになってきているんじゃないか、水産の基地になっているという現状があって、それでこの要望だと思ってはいるんですけれども、その現状も踏まえてですね、今後もやっていただきたいと思うんです。

教育長、沖縄県高等学校教育改革推進基金条例のその3つの柱。産業に関わっていく部分においても、大変重要な部分だと思っております。例えば、八重山にこの水産系の高校、学科ができないと仮定をしてですね、この沖縄水産高校とかの専攻科ってあるじゃないですか。高校卒業してから専門的な専攻科、あると思うんですけれども、そこにこの入学って可能ですか。

○屋良淳県立学校教育課長 必ずしも水産の学科を卒業していなくても専攻科への入学は可能であるというふうに聞いております。

○新里匠委員 そこら辺も僕は分からなかったんですけれども、そこら辺もやりたい生徒がいれば、誘導できるようなアナウンスもやっていただきたいなと思っております。

最後にですね、9ページ。

学校教育における平和教育に関する陳情でありますけれども、この処理方針でありますけれども、平和教育については、いろんな指導の在り方について研究してまいりますとありますけれども、今、現状はどういうふうになっておりますか。

○屋良淳県立学校教育課長 現時点では、令和7年度中に始まりました各地区の実態に応じた小・中・高・特別支援学校教員を対象とした体系的な授業モデルの作成、これがこれから進めてまいります。その中で令和8年度の新たな取組としましては、広島市の平和ノートを参考に、外部人材等を活用しながら、沖縄県の児童生徒の発達段階に応じた平和学習ノートなどですね、様々な形で体系化した教育プログラムを作成していく、それを進めてまいります。

○新里匠委員 体系化を進めていくというところではやはり、進んではいますよと、やっていますよと。この各地区における体系的なモデル授業、事案とい

うところは、——4日ぐらい前に、僕らはまだ沖縄を知らないというところで、高校生が、いろいろ球陽高校だったり嘉手納高校だったり糸満高校だったり、高校なのかちょっと分からないですけど、基地に関わる部分を出てきたんですけれども、この体系的なモデル授業というのとリンクしていますか。

○屋良淳県立学校教育課長 議員のおっしゃる内容については、ここではリンクはしておりません。

○新里匠委員 この平和教育についての部分ですね、先ほど聞くと、この体系的な部分をやっていくよ、やっているよというんですけど、実際もう高校単位ではやっているという認識で僕らは捉えるんですけど。それはもう、個々単体で高校はやっているんですか。それは把握していないですか。いろんな現地に行って調査をやって、レポートやって発表会して、そこに知事がいてというところは、これ関わっていないんですか。教育委員会として。

○屋良淳県立学校教育課長 お答えします。

まず教育委員会と知事部局でしっかりと連携をしながらやるというのが基本ではございますが、それぞれ単独で進めている事業もございまして、必ずしも全てのいろんな高校生が活動する取組について、教育委員会が主導している、もしくは関わっているということではないです。

○新里匠委員 県立高校、県が所管をする県立高校の多くの高校が、そのテレビに出ていたんですよ。そこに関わりがないということはちょっとよく分からないなと思うんです。そこを最後、述べてもらっていいですか。

○屋良淳県立学校教育課長 お答えします。

戦後80年のこの節目の年に様々な取組がなされております。先ほど申し上げたように、基本的には県教育委員会も、もちろん知事部局も、それぞれの持分で連携しながらやるというのが基本でございますが、学校の生徒の中には、個人的な活動として、様々なところ、SNS等を通じて発信している、そういうグループもございますので、そういったところと県が直接コンタクトを取って、その子たちに意見を発表する場を与えていただいたということはありません。それを県教育委員会は全てバックアップしていたということではございませんでした。

○新里匠委員 教育長、様々なこの平和に対する教育、すごくいいと思います、自分は。平和を守るためにはですね。ただ、この番組はですね、内地の広島とかの高校も来て、発表、大掛かりなものだったと認識をしているんですよ。それはそれで発表もすごくよかったんですけども、そこに対する関わりがなかったというのは、ちょっと残念だなと思っております。そこはちゃんと把握できるようにしていただきたいんです。

最後にですね、こういう平和の教育をやっている中で、昨日、あのような事件というか事故が起きました。僕はもう本当に許せないなと思っております。これで平和の教育が停滞をするようなことがあってはいけないと思っております。あの事件・事故についてですね。あれ、人災だと思いますか。許せますか、あれは。僕は許せないんですよ。

○半嶺満教育長 3月16日の事故のお話でありますけれども、やはりその高校生がですね、平和学習の一環ということで、研修旅行ということで修学旅行の一環でありましたけれども、そういう形の中で命を落としたということは、非常に我々としてはもう本当に残念であります。

しっかり平和学習を進めていくという理念は、我々も共有しておりますし、我々も、教育政策の中に最重要課題として位置づけて取り組んでいるところでありますので、問題はその実施の在り方ですね、実施の方法、それをしっかりと安全確認をしながら進めていくべきことだろうというふうに考えております。

我々、沖縄県においても、修学旅行ではなくて、その平和学習の一環として様々な遺跡を見たり、あるいはそういう施設を見たりというようなことを体験学習としてございますので、その際にもしっかりと安全確保を行うということではもうこれは原則であるというふうに思います。しっかりと実施する際のこの在り方、安全管理、これしっかりと確認をし、進めていくべきであるというふうに考えております。

○新垣新委員長 ほかに質疑はありませんか。
平良識子委員。

○平良識子委員 今回の88号の件からなんですけれども、私の会派でも本会議場でも取り上げましたし、また松下委員もされておりましたし、私どもの会派としても広島市のこの平和教育プログラムの視察調査もしてまいりましたので、このノートも含めて、小・中・高の体系的なプログラム、国際平和の現状

の取組も含めてですね、その地域だけのことだけではなくて、本当に長年かけて、子どもたちが触れられるような体系的なプログラム、取り組まれていることに感銘をして、そしてまた沖縄県としても、これからやはり着手してやっていきますという、先ほどの答弁もございましたので、うれしく思っております。

改めて確認しますが、先ほどちょっと質疑聞いてても感じたんですが、これまでは私もやっていないと、小中学校に任せている、各教育委員会に取組を任せている、現場に任せているという感じで、県としては体系的プログラムに取り組んでいなかったという認識でいますけれども、実際そうだったのか、だからこそ、これからやっていくのかも含めて、御答弁いただけますか。

○屋良淳県立学校教育課長 お答えします。

まず、ありがとうございます。この体系的なということの捉えが、例えば、教育委員会がこういうことを教えてくださいというようなマニュアル的なものを作って、それを示して学校現場にやってもらうというような捉えだとすれば、それはやってごさいませんでした。ただやはりしっかりと方針を出して、教育委員会のほうで方針や、それから必要な教育の内容については、しっかりと示してきたつもりでございしますので、そういう意味では、教育委員会としてはしっかりと方針は出していたということでごさいます。

今回、体系的なという言葉を使わせていただいたのは、教育委員会のほうで示した仕組みをさらに細かく、現場の先生方にも、それから学びを受け取る子どもたちにとっても分かりやすいように、小学校段階、中学校段階、高校段階でしっかりと、こういうことを目指して勉強してねというようなメッセージを込めて、高校生に対しては、自分たちの思いをちゃんと世の中にしっかりと発信して、18歳で選挙権もございしますので、そういったところでしっかりと自分の思いが発信できる人になってくださいねというようなメッセージを込めて、今回、さらに細かくこの仕組み、プログラムを示したということでごさいました。

以上です。

○平良識子委員 先ほどありました、沖縄県としてはこれまで方針としては出していたと。やはりですね、学校現場の先生方がとても忙しい中で、方針だけでは、具体的にじゃ何をカリキュラムとして、プログラムとして取り組むのかというのが課題だったわけですね。その中で今回このプログラムとして体系的に取り組むと、その発達段階に応じてですね。非常にそれが重要だと思いま

すので、ぜひその取組の進化を期待させていただき、松下委員からもありましたけれども、最後にこの研究してまいりますというのは、取り組んでまいりますという回答でよかったのかなと思いましたが、また次の審議のときにこれが改善されていたら——今回答弁の内容としてはそれで改善されてもよかったのかなと思いましたが、御指摘させていただきたいと思います。

次にですね、請願第1号、5ページの盗難文化財流出文化財の返還に関する請願なんですけれども、現況として、流出文化財と私はちょっと表現させていただきます。この調査状況と、FBIに11点ということがありますけれども、積極的に今後取組を進めてまいりますということで、非常に期待させているところですが、調査の今の現況がどうなっているのか、あるいは積極的に今後取組を進めていきますということなんですけれども、何か具体的な計画とか、新年度何か取組、新たなものを持っていらっしゃるのかどうか含めて、御答弁いただけますか。

○米須薫子文化財課長 お答えいたします。

これまで流出していた文化財が沖縄県に戻って以降、いろいろな科学的な調査をした結果、特に今回の御後絵などが返ってきてですね、琉球・沖縄由来の文化財については、詳細なことが分かってまいりました。ですので、盗難リストに載っているものは、材質などの詳しいことが載っていないものですから、それを今回、調査で分かったものを、科学的な分析によって分かったものを、その内容を更新して、改めてですね、全米の博物館施設へ照会をかけたいというふうに計画しているところです。

以上です。

○平良識子委員 ありがとうございます。

最後に、提案なんですけれども、100点以上の中城御殿に沖縄戦当時に隠されていたもののうち11点が登録されているわけなんですけれども、その11点でいいのかどうかも含めてなんですけど、それも今後県としてどのように増やしていくのか、どうなのかということと、もう一つは、アメリカだけでなくヨーロッパにも、この沖縄戦のときだけでなくその前後もありますから、流出文化財というのは拡散していると思うんですね。ですので予算がかかることかもしれないけれども、調査することはできると思いますので、ぜひこれは進めてほしいなど。どこに何があるのかというのですね、進めてほしいんですけどもいかがでしょうか。

○米須薫子文化財課長 お答えいたします。

まず1点目なんですけれども、真栄平房敬氏の証言によると100点余りあったということですが、以前にこの13点に絞られたのは、写真などの詳細な情報がなかったものですから、この盗難リストに載せることができなかったで、なかなかそれは難しい、現時点でも新たな登録というのは少し難しいという状況でございます。

またもう一点のヨーロッパにあるものなんですけれども、ドイツにあると分かっているものについてはもう既に調査済みなんですけど、それ以外のものについては現在ちょっと手だてがないという状況なので、今後研究してまいりたいというふうに考えております。

○平良識子委員 最後、ちょっと指摘だけこの件についてはさせていただきますけれども、国外だけじゃなくて、国内にも流出文化財があるわけですね。これは国宝級の琉米条約含めた三条約原本が外務省にありますので、その確認をまずは担当課として、どのような——しっかりと保存状況はされておりますけれども、やはりそこに光を当てていくというのは沖縄県の仕事かなと思いますので、あるいはそれを移管してもらうというのが今後の取組としても重要な課題かなと思いますので、それも含めて、取組をしていただければと要望いたします。

最後に、一点だけ。お願いします。

34ページの陳情の第96号のフッ化物洗口についてです。確認なんですけど、このフッ化物洗口について、トラブルが起きているんでしょうか。私は把握していないのでトラブルが起きているのか、あるいはそれがあつたら、把握しているケースがあるのか、いかがでしょうか。

○遠越学保健体育課長 具体的なトラブル等についてですね、今上がってきているということはございません。

○平良識子委員 もう一つ、先ほど質疑の中で明らかになったのが、今フッ化物洗口を実施しているのが小学校で13校、中学校が6校ということなんですけど、取り組んでいる市町村は把握していらっしゃいますか。

○遠越学保健体育課長 現在把握している分についてですが、小学校は久米島町、伊江村、那覇市、宜野湾市、北大東村、南大東村で実施している学校があるというふうに認識しております。中学校につきましては、那覇市、本部町、

久米島町、伊江村、北大東村、南大東村でそれぞれ1校ということになっております。

以上です。

○平良識子委員 ありがとうございます。

このフッ化物洗口については、大分その組合の先生方からも声が上がっているのも承知しておりますし、そもそもこれ子どもの貧困の問題で、例えば小学校6年間ですね、学校歯科医が健診をして、一度も歯医者に通わせられていないお子さんが口腔崩壊が起きている。10本以上の虫歯ですよ。それ沖縄県が全国でワースト1位ですし、40年近くの全国の虫歯の統計取っても、ワースト1位でワースト2位からの差も大分あるわけですよ、全体的によくなったとはいえ。その子どもの貧困の問題もあってネグレクトの状況があるので、何とか救わなければという取組の中でも進んできた中で、やはり現場の先生方の負担感というのが非常に懸念としてありました。

今回、沖縄県としては、特別支援学校で、学校歯科医を通して、今取組を進めていこうということについては、私は評価をいたします。また今回だから実現できるのは、先生方にいかに負担をさせないかということがやはり課題としてあるし、それをやはり実現していく、改善させていくことなんですけれども。今まで、希釈しないといけないということの、先生方の責任問題が出ていたんですけれども、一人一人希釈しなくても、既に割られている状態であるというのが全国的にも出ているということも聞いたんですけれども、今回沖縄県としてはどのように取り組んでいるんですか。取り組んでいくのか、あるいは今取り組んでいる学校等も含めてですね、その安全性の確保という意味では、もう現場で希釈しなくてもよいというような状況の実現はできているのかどうか。

○遠越学保健体育課長 実施する場合の教職員の負担軽減という意味ではですね、委員おっしゃるとおり、その希釈にかかる手間というところもあります。その方法ともう一つは、一回分ずつポーションタイプ、希釈されているものがありますので、そういったものを活用して実施をしている学校もあるというふうに伺っております。

以上です。

○平良識子委員 まず当然その保護者の同意が必要であることで、望む保護者とお子さんがやるというのが前提なんですけれども、学校歯科医が取り組む予

算もつけてやっていると思います。このポーションタイプで、現場の先生方に負担がないような形でまた子どもたちの健康を守っていく。予防的な取組をしていくということも併せて大事なかなと思いますので、双方にいいように、ポーションタイプじゃない取組をしている場合であれば、やはり予算つけてでもそれに切り換えていくという取組が必要だと思いますので、ぜひそれで進めていただきたいと思います。

以上です。

○新垣新委員長 ほかに質疑はありませんか。

山里将雄委員。

○山里将雄委員 今のことに関連しているんですけども、先ほど米須委員からもあったんですけどね。この口腔洗口、これを今学校で行っているところで、小学校と中学校の数とか、どの学校でやっているのかあったんですけども、これはですね、その学校ではもう、小学校であれば1年から6年まで全てやっているんですか。

○遠越学保健体育課長 実際にフッ化物洗口を実施している学校におきましても、全学年ということではなくて、学校側とそれから保護者のほうで意見といいますか話し合い等も行われまして、その意向を踏まえて、その学年だけがやっているという形になっておりますので、全学年ということではないのが現状です。

○山里将雄委員 保護者の同意を得てということになっているんですけど、その同意というのはどれぐらいあるんでしょうか。

○遠越学保健体育課長 実施している学校の中で保護者の同意を得て、どれぐらいの割合で実際に行っているかというのは、すみません、今のところ把握はしておりません。

○山里将雄委員 分かりました。できれば後でも教えていただきたいと思いますんですけど。

もう一つは、同意をするということは、保護者に対して何らかの書面でもっての同意を得ていると思うんですけども、その同意書というのは、統一した様式ですか。例えば、国がもう示している様式であるとか、あるいは学校で独

自分で作っているものなんですか。マニュアルに沿っての統一様式なのか。

○遠越学保健体育課長 先ほど、厚労省が出しているマニュアルというのがあるんですが、そこに見本という形での様式がございますが、必ず統一したものでなければいけないということはありませんので、市町村のほうで同意書の様式を作成して保護者の同意を得ているという形になります。

○山里将雄委員 それを聞いたのはですね、いわゆるその方法ですよ。教職員がやると。この陳情者は、これは医療行為なので教職員がやるとちょっと危険だと。教職員も大変だということでの陳情になっているんですけど、皆さんはこれ医療行為ではないというふうに捉えていらっしゃる。ですから、教員がやることも違法ではないと、間違っていないということのような見解だと先ほどからの答弁でしているんですけど。それに、教職員がこれを実施するということに対してですね、ちゃんとその同意書でもってですね、保護者に伝えられているかということなんですね。そういう危険なこともあるということも含めてですね、伝えているのか。それを皆さん把握していらっしゃると思いますか。

○遠越学保健体育課長 実施するに当たっては、各学校においてその効果等についてはきちんと説明は、当然されていると思われますので、その同意を取るときに効果、そしてどういうものでどういう形でやるということもきちんと説明した上での同意を得るところになっているというふうに認識しております。

○山里将雄委員 そこも皆さんが直接やっているわけじゃないんで、しっかりと把握していないというような感じではあるんですけどね。やはりそこはですね、県としても、保護者にきちっと伝えていくといいますかね、それをやることの意義ももちろんそうですけれども、それによるいろんな弊害等々もあることも含めてですね、伝えていくことというのは非常に大事なことだと思いますので、分からないではなくてですね、どういうふうな同意を取っているのか、ぜひ県としても把握していただきたいと、もし不備があればぜひ指導もしていただきたいなというふうに思います。

それから、皆さんのこの処理方針ではですね、市町村の教育委員会がですね、学校や学校歯科医等の関係者が実施するなど協議し、保護者の同意を得て行われるものと認識しておりますというふうに書いてます。はっきり言えば、もうこれは市町村の問題だから、自分たちではありませんよというふうにこれ

感じるんですけども、先ほど特別支援学校ですか、県立の、そこでもやるというふうな、ちょっとそういうふうに、ごめんなさい、私よく把握していなくて、そういう予定なんですか。

○遠越学保健体育課長 特別支援学校においてはですね、校長それから養護教員に説明会を実施して、実施案を学校のほうに示して、現在進めているというところであります。こちらの方法としましては、ポーションタイプを使用するということになっております。

○山里将雄委員 それを使うことで危険性はある程度といいますか、危険がなくなるというふうな理解でいいんですか。

○遠越学保健体育課長 危険性がというか、まずですね、職員あるいは歯科医を含めて希釈をするという作業が含まれていると非常に負担になりますので、まずはそういった負担をなくすという意味からも、その希釈されているタイプのものを使用するということであります。

○山里将雄委員 ちょっと戻りますけれども、先ほど答弁の中でですね、今トラブルはないというふうにおっしゃっていたんですが、これは県内ではないという答弁だと思うんですけども、ここに書いてあるとおり、全国ではいろんな事故といいますかね、トラブルが起こっているわけですよね。皆さんこの件についてですね、その部分に調査したとか、何か把握している、把握する努力をしたとかそういうことありますか。

○遠越学保健体育課長 県内でのそういった報告はありません。県外におけるこういった事象について、詳しく調査をしたということはございません。

○山里将雄委員 これまでは市町村だけで行っていたのが、今回県立学校でも行うということになるわけですから、県がその責任を持つということになりますので、そういったことをしっかりと調査した上で、危険のないように実施していかなければならないと思っております。そもそもですね、これ教員がやる——医療行為ではないとは言ってもね、やはりこういう事故が起こり得る可能性があるのであれば、教員にそれをさせるというのはですね、非常に問題があるのかなと思っておりますので、ほかに方法がないのか検討していただいて、対応していただきたいと思っております。どうでしょうか。

○遠越学保健体育課長　今回県立特別支援学校において実施するに当たりまして、このフッ化物洗口を実施する人材を派遣するということで、他部局と連携をしながら、どこまでかというのを詰めながら、なるべく教職員の負担軽減が図られるように、協力してやっていきたいというふうに思います。

○山里将雄委員　人材派遣するということは、いわゆる歯科医師とか、そういう方々ということになるんでしょうかね。どんな人材になるんですか。

○遠越学保健体育課長　この特別支援学校での実施に当たる人材派遣、特別支援学校での実施についてもですね、他部局のほうで主催している事業でありまして、すみません、まだ詳細がしっかりと確認できておりませんので、そこはもちろん学校での実施でありますので、こういった人材を派遣するのかといったことも含めて、しっかりと把握をして連携していきたいと思います。

○山里将雄委員　分かりました。

その辺、しっかりと対応していただきたいと思います。この県立の特別支援学校、それから市町村立の学校にも特別支援学級がありますのでね。そういったところでの事故が起こらないように、県としてしっかりと取り組んでもらいたいと思います。

以上です。

○新垣新委員長　ほかに質疑はありませんか。

西銘純恵委員。

○西銘純恵委員　9 ページ。令和 6 年第 88 号学校教育における平和教育ですがけれども、小・中・高系統的にやっていくと、やり取りでありました。

小学校が学ぶ、中学校が探求、高校が発信をしていく。教師の中にも、研修とかそういうのをやって指導力をつけていくということが連動していけば、大事な平和教育が進むと思うんですが、私、今日提案したいのは、近代教科書アーカイブというのを、先ほど屋良課長には見せたんですけども、これが平和教育の基本じゃないのかなと思って、皆さんにも知らせたいと思います。私の手元にある中でですね、抜粋して少し読み上げますね。

「主権在民主義。みなさんがあつまって、だれがいちばんえらいかをきめてごらんなさい。いったい、「いちばんえらい」というのは、どういうことで

しょう、勉強のよくできることでしょうか。それとも力の強いことでしょうか。いろいろきめかたがあつてむずかしいことです。国では、だれが「いちばんえらい」といえるでしょう。もし国の仕事は、ひとりの考えでできるならば、そのひとりが、いちばんえらいといわなければなりません。もしおおぜいの考えでできるなら、そのおおぜいが、みないちばんえらいことになります。もし国民ぜんたいの考えでできるならば、国民ぜんたいが、いちばんえらいのです。こんどの憲法は、民主主義の憲法ですから、国民ぜんたいの考えで国を治めてゆきます。そうすると、国民ぜんたいがいちばん、えらいといわなければなりません。国を治めてゆく力のことを「主権」といいますが、この力が国民ぜんたいにあれば、これを「主権は国民にある」といいます。」

これですね議会図書室のほうで拾ってもらった近代教科書アーカイブというもので出してもらったんですが、同じ、その後にですね、戦争の放棄という欄もあって、平和教育のところですよ。

「みなさんの中には、こんどの戦争に、おとうさんやにいさんを送りだされた人も多いでしょう。ごぶじにおかえりになったのでしょうか。それともとうとうおかえりにならなかったのでしょうか。また、くうしゅうで、家やうちの人を、なくされた人も多いでしょう。いまやつと戦争はおわりました。二度とこんなおそろしい、かなしい思いをしたくないと思いませんか。こんな戦争をして、日本の国はどんな利益があつたのでしょうか。何もありません。ただ、おそろしい、かなしいことが、たくさんおこっただけではありませんか。戦争は人間をほろぼすことです。世の中のよいものをこわすことです。だから、こんどの戦争をしかけた国には、大きな責任があるといわなければなりません。このまえの世界戦争のあとでも、もう戦争は二度とやるまいと、多くの国々ではいろいろ考えましたが、またこんな大戦争をおこしてしまったのは、まことに残念なことではありませんか。そこでこんどの憲法では、日本の国が、けっして二度と戦争をしないように、二つのことをきめました。その一つは、兵隊も軍艦も飛行機も、およそ戦争をするためのものは、いっさいもたないということです。これからさき日本には、陸軍も海軍も空軍もないのです。これを戦力の放棄といいます。「放棄」とは、「すててしまう」ということです。しかしみなさんは、けっして心ばそく思うことはありません。日本は正しいことを、ほかの国よりさきに行ったのです。世の中に、正しいことぐらい強いものはありません。もう一つは、よその国と争いごとがおこったとき、けっして戦争によって、相手をまかして、じぶんのいいぶんをとおそうとしないということをきめたのです。おだやかにそうだんをして、きまりをつけようというのです。なぜならば、いくさをしかけることは、けっきょく、じぶんの国をほろぼすよ

うなはめになるからです。また、戦争とまでゆかずとも、国の力で、相手をおどすようなことは、いっさいしないことにきめたのです。これを戦争の放棄というのです。そうしてよその国となかよくして、世界中の国が、よい友だちになってくれるようにすれば、日本の国は、さかえてゆけるのです。みなさん、あのおそろしい戦争が、二度とおこらないように、また戦争を二度とおこさないようにいたしましょう。」

これ聞いて、私は分かりやすいと思ったんですが、教育長、感想を一言いただけますか。

○半嶺満教育長 まさに今御説明いただきましたが、非常に子どもたちに分かりやすい言葉で、憲法を解説している内容だなというふうな感想を持ちました。時代の流れの中でその当時の、何ていうんですかね、その表現等を工夫されての内容になっているというふうに感じます。

○西銘純恵委員 これですね、あたらしい憲法のはなしとって、文部省が中学校第1学年用に作ったものでね、昭和23年、1948年から25年まで使われている、文部省が作った教科書なんです。だから二度と戦争をしないと私たちが言う平和憲法とか人権とか国民主権とかというのが、分かりやすく、文部省が国がですよ、戦後すぐに作ったわけですよ。だからそれが、今の学校教育の中でね、最も先に小学生から学ぶものではないのかなと、この部分が、私は思うんですよね。これが、皆さん見たことも聞いたこともないと思うんですが、結局はアーカイブで残されているんですね。戦争終わった直後の国の教育のトップの文部省が作ったものなんです。だからそれが少し、今の、あちこちで本当にアメリカ、イスラエルのこのイラン攻撃とかね、本当に紛争がある中で、高校生の話も、今の自分たちの時代でまた戦争が起こるのではないかとこのところを感じて、私たちの中から発信をしていくということを言ってますから、私これね、平和教育の一番の柱に、文部省が出したものであることでもね、何らかの形で使うべきではないかなと思います。これ憲法前文を子どもが分かるように書いているものです。前もって届けることできなかったのも、ぜひ検討していただいて、平和教育、人権教育、そういうものに、歴史教育、そこにも関連する、基本中の基本、分かりやすいものと思っていますので、これはぜひ、何らかの形で取り入れていただきたいということを提案しますがいかがですか。

○屋良淳県立学校教育課長 御提案ありがとうございます。

今現在、教育委員会が進めている、特に高校生の活動について御紹介させていただきたいんですけども、まず、今年度は、平和教育ハンドブックを作りました。その中では、やはり高校生たちがこれからの平和な世の中をつくるために自分たちにできることということで10の提言を、具体的な提言を示しております。

それからもう一つ別の冊子なんですけれども、平成23年度から毎年作っております、ちゅらマナーハンドブックという、高校生代表者会議。全ての高校が関わる、その代表者が集まる会議があるんですけども、その中で今年度は、自分たちで考える平和というキーワードでディスカッションをし、提言を発信いたしました。その中でキーワードになったのが、対話ということを大切にしよう。例えば身近な教室の中でのいじめ、これも、いわゆる不調和であって、相手の気持ちが分からないとか、多様性を認めていない部分であるとか、そういったところが原因になっているけれども、広い意味で世界を見たときに、あちこちで紛争は起きているけれども、やはり、私たちが目指さないといけないのはしっかりとした対話なんだと、相手を認める、相手の気持ちが分かる、そういったところを大事にしようという、高校生たちの声が、しっかりと反映されたハンドブックになっておりますので、これもまた議員の皆様にも御提供させていただきたいと考えておりますので、これも御紹介します。先ほどの御紹介もありがとうございました。

以上です。

○西銘純恵委員 終戦直後の憲法ができての教科書、あたらしい憲法のはなしということなので、中学生向けにつくられた言葉のようなんですよね。小学生でも理解できると思いますので、ぜひ生かしていただきたいなと思います。今高校生の話は、結構主体的に高校生がやれるような取組ということで、教育委員会が頑張っているなということを思いましたので、系統的に本当に平和教育頑張っていたいただきたいと思います。これを生かす立場で、ぜひ、ウェブアーカイブに出ているということで、誰でも引けるらしいんですよ。多分、教育長、私は1970年に別に出された、平和委員会というところが出されたね、全く同じ中身なんですけど、あたらしい憲法のはなし、文部省ということで、これが一番早いんですよ。これが1年後に、アーカイブに出されているということでね。ぜひ使っていただきたいと思います。

26ページ、令和7年第64号ですね。

教職員の職場環境を改善する陳情ですね。その中で、陳情項目2つありますけれども、担任の授業時数の上限を22時間以下にしてほしいという要望が

あって、人事課のほうでは、専科教員の配置を拡充していると。予算審議のときに、私、専科教員のことを聞きましたけれども、それで、学級担任の軽減というところが、実際どれだけ軽減されているのかというところをお尋ねしたいと思います。

○新城高広義務教育課長 お答えします。

先ほど専科の配置については、人事課のほうから説明があったかと思うんですけども、例えば算数、専科の加配においては、学級担任の持ち時数が——算数の時間が週に5時間となりますので、1週間で5時間の削減というところになります。

以上です。

○西銘純恵委員 そしたら専科が英語・理科・体育・算数で入れているということでありましたけど、1人の専科というのを1つの学校ですか学年ですか。そこに入れたら、学級担任の授業時数というのは、これまで、現年度でもいいんですけども、実際は、授業時数そのものがどれだけ少なくなったのかという、データというのは取っていますでしょうか。軽減をされたというのは。

○東哲宏学校人事課長 お尋ねの件ですけれども、我々としては、1人の専科教員を置くことによってどれだけ担任の先生の持ち時数が減ったかというについては、まだ詳細のデータ等ありません。

以上です。

○西銘純恵委員 次年度163名。足したら153でしたけど、聞いて163と言われたんですけど。これを入れて、どれだけの、22時間以下にできるのかできないのか、そういうのを出した上で専科をどれだけ増やしていくとかね、やはり計画的にやっていかなければいけないと思うんですよ。だからそこら辺についてはまだ把握していないということで今、実績としてね。ただ増やす努力はされているというのは本当評価するんですけども、やはり担任の先生方の負担を減らすという観点を明確にしたときには、あと何名、どういう専科を入れないうといけないという計画が出てくると思うんですが、これはつくられていますか。これからつくる予定はありますか。

○東哲宏学校人事課長 専科教員を今後増やしていきたいという意向ではありますがけれども、計画であるとか方針というまだそこまでには至っておりませ

ん。全体の教員の確保とかいう観点も入れていく形になってきますので、こちらは今後検討しなければいけない課題かなと思っております。

以上です。

○西銘純恵委員 残業80時間を超える教員のパーセンテージは、相当減らしてきたということでも、この間答弁いただきました。80時間を超える方がまだ何名いるのか、そして最高何時間という残業を持っている方がいるのか。そしてそれは何を原因としているのかというのは、分析されてますでしょうか。

○上江洲寿働き方改革推進課長 月80時間過労死ラインを超える教職員の人数割合等で、予算委員会の際に割合でお答えさせていただいたんですが、人数ということだったんですけれども、令和6年度、これ月平均の人数になります。小数点入ってきますが、市町村立小中学校では、令和6年度、月平均190.7人。県立学校におきましては、令和6年度、月平均が123.4人というふうになります。その長時間勤務の主な要因というところにつきましては、まず市町村立小学校では、主な理由としては3つ把握しておりまして、市町村教育委員会通じて。市町村立小学校では、まず1つ目が授業準備、2つ目が事務報告書作成、3つ目が評価成績処理。そして市町村立中学校におきましては、1つ目が部活動指導、2つ目が授業準備、3つ目が事務報告書作成。県立高等学校におきましては、市町村立中学校と同じになります。1つ目が部活動、2つ目が授業準備、3つ目が事務報告書作成。そして特別支援学校におきましては、1つ目が事務報告書作成、次いで授業準備。最後に3つ目が評価成績処理というふうな現状になっております。

我々個別のデータまでは把握していないものですから、最高時間が何時間というデータを持ち合わせておりません。

○西銘純恵委員 何で最高時間を聞いたかというのと、80時間超えたらもう過労死水準って言われて、それでも結構な人数、200名近くとか、県立でもいるわけですね。だから最高って、まさか200時間超えていませんよねと、そういうことを思うわけですよ。病休もあるし、精神疾患というのものね、これをどう減らすかといったら、やはり最高をどう抑えるかというのも考え方として持たないといけないと思いますから、ぜひそこはね、把握すべきだと思いますので、今後、そこも頑張っていただきたいと思います。

最後に1点聞きます。

43ページの令和7年第170号。

校内自立支援室の維持を求める陳情で、那覇市の神原小学校については、新年度どのような状況になるか、確認できてますでしょうか。

○新城高広義務教育課長　お答えします。

まず本事業については、市町村の取組を促すためのモデル事業として位置づけており、事業終了は市町村による事業化を検討していただくこととしております。先日ですね、那覇市の2月議会がございまして、その中で、校内自立支援室については、次年度以降も継続的に実施する方向で調整していると答弁がございました。なお、設置校については、これからですね、市町村と県教育委員会の協議により、選定することとなっております。

以上です。

○西銘純恵委員　継続できる動きがありますので、ぜひ県教委もね、サポートして、実施できるようにしていただきたい。

以上です。

○新垣新委員長　米須薫子文化財課長から発言の訂正があるということで、許可いたします。

米須薫子文化財課長。

○米須薫子文化財課長　先ほどの平良委員への訂正をお願いいたします。

ヨーロッパでの調査についてですが、先ほどドイツでのと申しましたが、実際には平成7年度から平成11年度にかけて、イギリス・ドイツ・オランダ・オーストリア・ロシアなど、10か国22施設において沖縄関連文化財調査を実施しております。470点を確認いたしました。これらは戦前戦後に正式な手続を経て収集購入されたものであり、沖縄戦中に流出した文化財は含まれていませんでした。

以上です。おわびして訂正いたします。

○新垣新委員長　ほかに質疑はありませんか。

小渡良太郎委員。

○小渡良太郎委員　令和8年請願第1号に関して、今答弁があった部分でもあるんですけども、基本的に博物館とか美術館に収蔵されているものというのは、必ず履歴が残っている。どういう形で購入されたとか、いつ渡ってきたと

かという履歴が大体残っているというのが通例だと思っています。処理方針には、盗難美術ファイルへの搭載というところがかかれていんですけども、現時点でどれくらいあるのかという把握は、もし担当のほうでなされてなされているのか。沖縄県が持っている文化財だけじゃなくてですね、この海外とかも含めて、ちゃんと履歴も含めて確認ができていもの、今確認中のものとかというような調査の経過とかそういったものというのは、情報として持ってますか。

○新垣新委員長 休憩いたします。

(休憩中に、執行部から質問内容の確認があり、小渡委員から県内、県外、海外にある文化財の総数についてだと述べた。)

○新垣新委員長 再開いたします。

米須薫子文化財課長。

○米須薫子文化財課長 総数のほうは把握しておりません。

○小渡良太郎委員 御後絵が発見されたのが、盗難美術ファイルに搭載がされてその後発見がされたというふうに、いろいろ話を聞いています。以前、この陳情の中にもある1953年のおもろそうしに使ったところも、同じボストンで見つかっているんですね。片や1953年に見つかった、後絵については、それから70年ぐらいたって同じところで見つかっていると。だから、まず美術品がどれくらいあったのか——これは戦争で記録すら残っていないものもの多々あるかと思うますので、なかなかどの程度の総数があつたかというものの把握って、沖縄の場合はほかの県に比べても特に厳しいものがあるなというふうには、考えているんですけども、先ほど、平良委員への答弁にもあつたヨーロッパのもの、400幾つか見つかったと。こういった情報も、結構多くの県民知らないんですよ。

以前、分かりやすい文化財の本を教育委員会が出してたと思います。絵つきで、県のもの、市町村のものを含めてやったと思うんですけども、そういったものをまず県民にいろいろ知らしめていく、例えばヨーロッパにはこういうものがあるよとかというのも含めて、分かてる範囲で伝えていくと。そうすると、この個人の記憶で、もしかしたら発掘できるものが出てくるかもしれませんし、いろいろ行政だけじゃなくて民間の方の力も借りて、経路がたどれる

ということも出てくるかもしれないと。そういった情報が、あまりにもオープンになってなさ過ぎなんじゃないかというのを文化財については強く、最近強く感じています。なので、陳情がせっかく上がってきているところでもありますので、最後の部分の積極的な取組の中にですね、まずは県民に対して、沖縄の文化財がこういったものがあるのか、例えば、それがヨーロッパにあるもの、アメリカにあるもの、県外にあるもの、県内にあるものというところで、ぜひ示していただきたいと思うんですけれども、いかがでしょうか。

○米須薫子文化財課長 お答えいたします。

以前、先ほど申しました海外での調査というものをやったのが平成2年から平成6年度にかけては米国で行っております。そのとき1041点の沖縄関連文化財を確認したところでございます。また、ヨーロッパに関しては、平成7年から平成11年、また平成12年度から平成16年度にかけては、中国にあるものについても調査は終わっているんですが、ただそのときの画像のデータがですね、当時のものですので、今これを新たに編集するというのは少し難しいところがあるのかなというふうには感じております。報告書のほうは出ているのですけれども、画像とか画質のほうがあまりよくない状況です。ですので、今後に向けてですね、そういったことをまた取り組んでいけるか研究してまいりたいと思います。

○小渡良太郎委員 流出文化財を取り戻すということもそうですし、そもそも文化財の保全というものについては、膨大な労力と時間が必要というのは重々理解はしております。ただそれがあまり知られていない、県民に知らされていないというところもあって、アメリカの全部が盗難じゃないかといううわさにつながったりですね、そういったことも出てくるかなというふうに感じます。なので、これを機にじゃないんですけれども、持ってる情報の公開というところについても、少し汗をかいていただきたいと思いますので、ぜひよろしくをお願いします。

そのまま陳情をもう一点。令和6年第88号、いろいろな方々から質疑が出ている平和学習に関してなんですけど、前提として、そもそも平和学習って何なのかという定義を教育委員会の持っている部分でですね、教えてください。平和教育って何なのかというところです。

○屋良淳県立学校教育課長 お答えします。

まず、教育委員会が示しております学校における指導の努力点ということの

中で、本県の地域の特性を考慮して生徒の発達段階や目標を踏まえるとともに、というところ、前置きをして、平和教育については学校の教育活動全体に位置づけてというような表記がございます。

この平和とは何ぞやという大きなテーマについては、それぞれで様々な捉えもございまして、例えば学校教育の中では、仲のいいクラスであるとか、それから、その学校全体で捉えたときに、うまく自治をしていくためにはどういった気遣いが必要であるとか、学校の決まりであるとか、そういったところまで含めた広い意味での平和、居心地のよさ、そういったものも考えるところもございまして、なかなか平和とは何ぞやというのがかちっと定義づけがうまくできていないところが現状でございます。

以上です。

○半嶺満教育長 今課長からございましたが、やはり平和とは、基本的には、互いの違いを認め合いながらですね、共に共存していく、そういった社会をつくること、組織もそうですけれども、そういうことがまず平和の基本的な考え方であるというふうに思います。

○小渡良太郎委員 一応先ほどの答弁はちょっと修正したほうがいいんじゃないかなと。

○屋良淳県立学校教育課長 失礼いたしました。

県教育委員会としましても、今教育長からも答弁ありましたが、先ほどの私の答弁は修正させていただきます。

生命尊重、個人の尊厳、平和を希求する心、自他の生命、それから相互理解、それから発信、継承、そういったところをしっかりと大事にしていこうというところの基本的な考え方がございます。

以上です。

○小渡良太郎委員 この理念というか基本的な考え方は分かりました。

平和学習を進める上でこのテーマの範囲とかというの、何か決まっているものがありますか。どういったものを取り上げてやる。先ほど答弁にもありましたように、あっちのクラスとこっちのクラスが仲がいいかどうかというの、一つのテーマだと思うんですけれども、テーマの範囲。小学校、中学校、高校で取り扱う内容等々に、ある程度の大まかな部分が決まっているのがあるのであれば、それも教えてください。

○屋良淳県立学校教育課長 先ほど来申し上げておりますように、発達段階に応じてしっかりと平和教育を進めていくという方針がございますが、小学校のほうでは、まず学ぶということなんですけれども、何を学ぶかということ、いわゆる実相としての、こういうことがあったんだということをししっかりと知識としても学ぶということ。それから、中学校の段階でそれを深掘りして探求していく段階では、なぜそういうことが起きてしまったのかとか、どういった考え方、理念が足りなかったのかというところまで深掘りをしていく。さらに高校の発信の段階までくると、それをもって未来の平和を自分たちでつくっていくためには、こういった考え方が必要なのではないかということをししっかりと発信していくという、発達段階に応じた在り方、それが大事だと思っております。

以上です。

○小渡良太郎委員 歴史から学んでいく、特に沖縄は、この沖縄戦の悲惨な経験も有していますから、そういったところからも平和教育は大事というところが出てきていると思いますので、そういったテーマに取り上げるのはすごく重要なことだと思います。

ただ今回、おととい発生した事故の中でも、一応平和学習の一環で起きたというふうな話がありました。捉え方は様々だと思うんですけれども、一つの政治活動に関与するというような内容については、それは平和学習と呼べるのかというのを、あくまで客観的に見ていて感じました。

今沖縄県の平和学習の中でそういうような取組がなされている事例というのがありますか。特定の政治活動に抵触するような、テーマを取り上げた学習という部分についてですね。

○屋良淳県立学校教育課長 お答えします。

まず、議員がおっしゃったような形での、特定の活動に対しての平和教育ということについては、把握はしておりませんし、ないものと考えております。

教育委員会としましても、やはり政治的中立、これはしっかりと確保した上での平和教育ということを考えております。

以上です。

○小渡良太郎委員 今、話がちょっと出たように、平和教育というこの範疇で、いろんな先生の個人的な考え方なのか、何なのかというようなお話がなさ

れているという事例は、私も聞いておりますし、私が実際にこの二十数年前に経験した小学校の平和学習の中でですね、そういった発言が教員からなされていたという事例、自分でも経験をしております。

この平和学習ということを改めてもう一度ちゃんと整理をしなければならぬのかなというなのも、この事件を受けて感じています。先ほど平和学習とは何ぞやというところを聞いたのも、その一環の質疑にもなりますし、事故を起こしてはならないというのとは別にですね、沖縄が、これは県教委が県内の子どもたちに対してやっている平和教育、平和学習というもののだけじゃなくて、全体としての平和学習というのはどうあるべきかというところを、もう一度立ち止まって真剣に考えていかないとですね、歴史から学ぶのは非常に重要なんですけれども、今行われていることが歴史的にどう評価されるのかというのが分からぬというのが政治活動に抵触する行動には出てくると思います。それを学習の一環として取り組んだ生徒がどう感じるかということも含めて、例えば、抗議船に乗るとかですね、抗議活動を見に行くとかというようなものを平和学習として一くくりにしていくのは、やはり、沖縄県外の方々がやられることについても、それはいささか問題があるのかなというふうに感じてます。

ですから、まず沖縄県として、平和学習、平和教育というものがどういうのかというのをしっかりと整理をして、それを発信しながら、県外の修学旅行で訪れる方々に対してもですね、やはりそこはある程度、留意していただくというような取組が必要なんじゃないかというふうに今回の事故を受けてですね、事故、直接ではないんですけれども、一つ感想として感じました。教育長、どうお考えですか。

○半嶺満教育長 まず平和教育についてはですね、我々教育施策の重要施策として位置づけて取り組んでおりまして、指導の努力点にも明確に平和教育とはどういうものであるかというような定義をしっかりと明示をして、取り組んでいるところであります。

やはり重要なことはですね、系統的だというようなお話も、今実際に小学校、中学校、高校とその発達段階において、学習指導要領に基づきながら、しっかりと子どもたちの状況に応じた学習がなされておりますが、ある意味でこの体系的な学習というのは、今現在できていると思いますが、問題は、例えば小学校から中学校、中学から高校というふうにこのつながりの部分、これがなかなか、まだ明確に示せていないというふうな課題があるかと思います。それがしっかりと体系的な学習をつくっていくというようなことの課題でもあると思いますので、今しっかりと、そのプログラムとして平和学習ノートという

のを基にしながら、小・中・高と積み上げていく、そういった体系的な形もつくろうというふうに考えているところでありますので、しっかりと我々のこの平和教育の方針に基づきながら、そういったしっかりとした体系的な学習の在り方も構築しながら、なおかつその実施の在り方についてもですね、しっかりと中立性も保ちながらですね、安全性も保ちながらしっかりと取り組んでいきたいというふうに思います。

○小渡良太郎委員 この陳情の要旨の下の部分ですね、体系的なカリキュラムという文言があります。

事故を起こした学校の今回の平和学習というものについても、恐らく、何かしらのカリキュラムがあって、それに基づいてやられたものと思うんですけども、やはりカリキュラム次第で、受け取り方が違ふとかというのは、教育的にはあまりどうなのかなと。また、政治活動に抵触するように見られてしまう、そういったカリキュラムも、やはりこれは是正されるべきじゃないかなと。あれは沖縄県じゃなくて、ほかの県の私立学校の事例ですから、県がどうこうというわけではないんですけども、やはりそういった部分も含めて、いま一度しっかり整理をしていただいて、答弁では、県内ではそういったのがないよという話がありましたけれども、実はあったんだということにならないようにですね、いま一度確認のほども併せて、よろしく願いいたします。

以上です。

○新垣新委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○新垣新委員長 質疑なしと認めます。

以上で、教育委員会関係の請願等に対する質疑を終結いたします。

説明員の皆様、大変御苦労さまでした。

休憩いたします。

(休憩中に説明員等の入替え)

午後 3 時 22 分 休憩

午後 3 時 45 分 再開

○新垣新委員長 再開いたします。

休憩前に引き続き、質疑を行います。

次に、乙第8号議案沖縄県看護師等修学資金貸与条例の一部を改正する条例を議題といたします。

ただいまの議案について、保健医療介護部長の説明を求めます。

糸数公保健医療介護部長。

○糸数公保健医療介護部長 委員の皆様よろしくお願いいたします。

委員長、少し休憩をいただいてよろしいでしょうか。

○新垣新委員長 休憩いたします。

(休憩中に、保健医療介護部長から、令和8年3月16日に発生した名護市辺野古沖船舶転覆事故に関して、哀悼の意と負傷者へのお見舞い、心のケアを目的とした専門家派遣等の支援を学校側へ申し出た旨の説明があった。)

○新垣新委員長 再開いたします。

糸数公保健医療介護部長。

○糸数公保健医療介護部長 保健医療介護部所管の議案について御説明させていただきます。

本日は、保健医療介護部では、4つの議案を上程しておりますので、順次説明させていただきます。

それでは、ただいま表示しました乙第8号議案沖縄県看護師等修学資金貸与条例の一部を改正する条例について御説明いたします。

本議案は、児童福祉法及び母子保健法の一部が改正され、母子健康包括支援センター等の組織が見直されたこと等に伴い、条例の規定を整理する必要がありますことから、条例を改正するものであります。

以上が、本議案の説明となります。

○新垣新委員長 保健医療介護部長の説明は終わりました。

これより、乙第8号議案に対する質疑を行います。

なお、質疑・答弁に際しては、挙手により委員長の許可を得てから行い、重複することがないように簡潔に要点をまとめ、要領よく行い、円滑な委員会運営

が図られるよう御協力をお願いいたします。

質疑はありませんか。

西銘純恵委員。

○西銘純恵委員 改正については、文言変更ということですが、この資金貸与条例そのものが、これまで多くの県内での勉強をして、そしてそういう施設に働く皆さんに利用されてきたと思うんですが、これまでの実績はどこまで来ているのかをお尋ねしたいと思います。

○河野百合子保健医療総務課看護専門監 今ですね、手持ちの資料では令和7年度の貸与実績のほうを持っています、令和7年度の貸与実績は99名への対応をしている状況でございます。令和7年度の貸与額といたしましては、4631万6000円となっております。

以上です。

○西銘純恵委員 質疑のこと言わなかったんですが、これまでの実績いただいて、それで結構多くの皆さんに利用されたって、令和7年度99名って今ありましたけど、新規卒業生の数とか、そして貸与した生徒たちが県内の施設に就職をしていったと。就職したら返済免除ですか、そういう制度になっているということも併せて、就職率、主にお願いをします。

○河野百合子保健医療総務課看護専門監 令和7年3月に看護学校等を卒業した修学資金の貸与者は52名でありまして、そのうちの46名が県内のほうの就職になっています。貸与者の県内就業率は約88.5%となっております。

以上です。

○西銘純恵委員 頂いた資料、手持ちになれば、委員の皆さんにも後日また提供してもらいたいということを要望して質疑を終わります。

○新垣新委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○新垣新委員長 質疑なしと認めます。

以上で、乙第8号議案に対する質疑を終結いたします。

次に、乙第9号議案沖縄県後期高齢者医療財政安定化基金条例の一部を改正する条例を議題といたします。

ただいまの議案について、保健医療介護部長の説明を求めます。

糸数公保健医療介護部長。

○糸数公保健医療介護部長 続きまして、議案説明資料の4ページでございます乙第9号議案沖縄県後期高齢者医療財政安定化基金条例の一部を改正する条例について御説明いたします。

本議案は、後期高齢者医療の財政の安定化を図るため、県が沖縄県後期高齢者医療広域連合から徴収する財政安定化基金拠出金の額を算定するための割合を改める等の必要があることから、条例を改正するものであります。

以上が、本議案の説明となります。

○新垣新委員長 保健医療介護部長の説明は終わりました。

これより、乙第9号議案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○新垣新委員長 質疑なしと認めます。

以上で、乙第9号議案に対する質疑を終結いたします。

次に、乙第10号議案国民健康保険法施行条例の一部を改正する条例を議題といたします。

ただいまの議案について、保健医療介護部長の説明を求めます。

糸数公保健医療介護部長。

○糸数公保健医療介護部長 続きまして、議案説明資料の6ページを御覧ください。

乙第10号議案国民健康保険法施行条例の一部を改正する条例について御説明いたします。

本議案は、国民健康保険法の一部が改正され、市町村から徴収している国民健康保険事業費納付金に子ども・子育て支援納付金の納付に要する費用が追加されたことに伴い、国民健康保険事業費納付金の算定に関する規定を整備する必要があることから、条例を改正するものであります。

以上が、本議案の説明となります。

○新垣新委員長 保健医療介護部長の説明は終わりました。

これより、乙第10号議案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

喜友名智子委員。

○喜友名智子委員 ありがとうございます。

金額の部分だけ確認をさせてください。この条例の改正によって、沖縄県は、世帯負担は300円ですか、1世帯当たり。トータルで沖縄県としてはどの程度の金額の費用が追加されるのでしょうか。

○松元直史国民健康保険課長 答えいたします。

国の公表説明資料では、国民健康保険に関しては平均をして令和8年度月額200円程度というふうな話がありますけれども、今回の8年度の納付金算定の過程です、子ども・子育て支援納付金の相当額というのを見込んだんですが、その数値で試算しているものと、平均をして月額で233円というふうな見込みとなっております。

以上です。

1人当たりです。失礼いたしました。1世帯当たりですと、約368円という試算でございます。

○喜友名智子委員 ありがとうございます。

○新垣新委員長 ほかに質疑はありませんか。

西銘純恵委員。

○西銘純恵委員 子ども・子育て支援金制度が創設されて、国保の条例改正だということで、今国保の1人当たり、世帯当たりの金額聞きましたけど、沖縄県内で国保のこの保険料、総額で幾らになりますか。

○松元直史国民健康保険課長 答えいたします。

沖縄県全体で約10億円、納付金ベースです、子ども・子育て支援納付金を算定する上で、市町村から納付金として納めていただく金額として約10億円と見込んでおります。

○西銘純恵委員 この制度は、後期高齢者医療、そして共済の職員の皆さんもみんな負担がなされると思うんですよね。総額は全国でどれだけ、この支援金を出すために——令和8年度も4月から徴収されるということになっていていると思うんですけど、令和8年度幾ら、そして、3か年かけて1兆円まで行くということをやっていたと思うんですが、それは、数字的にはどうなんですか。

○松元直史国民健康保険課長 お答えいたします。

この支援金制度は、令和10年度まで段階的に導入される流れになっておりまして、令和8年度は全体で0.6兆円、9年度に0.8兆円、10年度に1兆円というふうにされております。

以上です。

○西銘純恵委員 図を見てますけど、給付の拡充、子ども・子育てのこの財源で充てるということですが、今3つ書いてますが、国が示しているのは、市町村でもみんな、事業の御案内ということで、幾つの事業がありますということに来ているんですが、この給付に充てられる事業名、それを6つかと思いますがいかがですか。答えてもらえますか。

○松元直史国民健康保険課長 お答えいたします。

この支援金の使途については、法律で事業が定められておりまして、6つございます。

まず児童手当の拡充、次に、妊婦のための支援給付、そしてこども誰でも通園制度、出生後休業支援給付、それから育児時短就業給付、それと国民年金第1号被保険者の育児期間に係る保険料免除措置に係る財源として充てられるものとなっております。

以上です。

○西銘純恵委員 国保って医療を受けるために、そもそも保険料も、財政支援が弱いから、子どもにまで均等割が充てられて、本当に不公平な——皆保険制度の中の国保制度だと言われていたけれども、個人負担が重いと言われるその中に、さらに次年度から3年間かけて、どんどん保険料が上がるという仕組みになっていて、思うんですけどね、何で医療保険制度から、この子どもの手当てに財源を回していくのかって、これやり方としておかしいと私は思うんですけどね。

この議論については、知ってますか。いろいろやり取りをする中で、医療保

険は、保険料を払ったら医療に使うのが医療保険ですよ。何で今言った6つの事業に、これを財源を充てていくのか。こういうようなやり方がこれまで国としてやったことがあったのか、初めてのケースじゃないのかと私は思うんですが、そこら辺についてはどう思いますか。

○松元直史国民健康保険課長　お答えいたします。

これ国のほうの説明の内容になるんですけれども、例えば児童手当の拡充とか、こども誰でも通園制度については、直接には子育て世帯に受益が及ぶような内容になっておりますけれども、結局のところ、今子ども世代の方、これが成長した後にですね、将来的には、我が国の社会保障制度の担い手になるという意味合いで、その若い世代を育むという支え合いの観点でですね、全ての方にメリットがあるという考え方の下で、社会全体で支える仕組みとしているということで、保険料制度の流れの中でですね、この徴収の流れの中で、子ども・子育て支援金も徴収しようということで整理をされているというところでございます。

○西銘純恵委員　でもこの説明って納得できないと思うんですよ。子どものいない皆さんは、何て言っていますか。独身税ではないかとかね、いろいろ批判も浴びてきている中身だと思うんですよ。

こういうやり方がね、将来の社会保障のという話をされたけれども、医療と本当に無関係だと思うんですよ、医療と。医療保険として払っているのに医療と無関係なところに保険料が流用ということになるんじゃないかということはね、前例になったら、ほかのものもみんな社会保障に充てます。そもそも消費税社会保障に充てますって言ってどんどん上げていったのに、また社会保障のために将来どうのといって、保険料からやるというね、こんな新たな税金の取り方。普通だったら税金の取り方だったら税としてやって、だけどこれ保険料です。医療保険料ね。医療保険料として取って、何で子育ての部分にみんな行くのっていうところは、本当に問題だと思いますので、目的外という——国がこれ定めたということではありますけど、こういう在り方に対しても、私は、行政としてね、今後、問題があるんじゃないかという問題意識を持つべきだと思うんですが、これについてはどう思いますか。

○松元直史国民健康保険課長　お答えします。

これも重ねて国のほうの説明の内容になりますけれども、この制度というのが分かち合い連帯の仕組みとして、社会保障制度の中でもこの医療保険という

のは、全世代が加入していてカバー範囲が最も広いと。既に出産育児一時金など出産に関連する給付が行われている実態があるということと、それとあと40歳以上60歳未満の介護保険料を医療保険料として徴収している実態も現状もあるということ踏まえて、この支援金についても、医療保険の徴収理由と、これになじむということで、今回制度化されているというふうに承知をしているところでございます。

以上です。

○西銘純恵委員 国の説明は、やってもらっているから、国の言い分ですよ。けど、40歳以上が後期高齢の保険料負担も国保から負担があるし、そして介護の保険料負担も持っているというのは、同じような医療介護の関係ということでなされてきたと思うんですが、これはもう全く別の、流用という形でなっていると思うので、私はこういうものに対しては、そうですかという立場に立つものじゃないと思うんですよ。いずれにしても問題意識を持ってやっていただきたいと思うし、簡単に言えば、流用じゃないかというところがありますので、いろんな団体がですね、制度・規制改革学会というところが、これは撤回を求める緊急声明とかね、いろんなところがやはり動いているんですよ。これを押し切って、政府はそういう説明をしているということに関しては、やはり疑問を持つという立場で、頭には入っていてほしいなと、私の要望です。

一応それを指摘して、質疑を終わります。

○新垣新委員長 ほかに質疑はありませんか。

山里将雄委員。

○山里将雄委員 この件ですけれども。この件は、2024年ぐらいでしたかね、国会で議論されて、その当時もいろんな議論があったんですけれども、実質的な増税であるとかね、今西銘委員からあったように、なぜ、医療保険制度の中にこれを組み込むのかということですね、いろんな問題がある中で、当時の自公政権の中で、数で押し切られたような形で、これが成立したわけなんですけれども。

いろんな問題がある、子ども・子育て支援についてはね、これは当然必要なもので、きちんとそれは、そのための法律なり財源の確保をしていって、そこで抛出すべきであって、この国民健康保険に紛れ込ませるような形ですね、しかも3か年間で少しずつ少しずつ上げていくと。今回は360円。これ最終的

には、1世帯当たり1000円ぐらいだった、たしか聞いたような気がします。そういうふうに段階的に上げていくことによって、いわゆる国民が増税、増えていっているという意識、認識がしにくいような形にもなっているような気がしてですね、非常に憤りを感じるような制度ではあるんですけど、しかしそれは、もう既に決まっていることなんで、それを県としては進めていくしかないと思うんで、県としてはですね、混乱のないようにといいますかね、県民に対してしっかりと、きちんと周知していく、そういう努力が必要だと思いますね。

そこで聞きますけれども、これですね、国保の場合は低所得者層に対するその軽減措置等々がありますよね。均等割の減免などですね。この支援金の部分にはその部分、減免の適用とかですね、これ適用されるんですか、されないんですか。

○松元直史国民健康保険課長 お答えいたします。

この子ども・子育て支援金に関しましてもですね、医療費分と同様に、この低所得者に対する軽減措置、応益分の軽減措置という仕組みが設けられておりまして、同じ所得に応じて、7割、5割、2割、それぞれ軽減措置が設けることとなっております。

以上です。

○山里将雄委員 それがなければ、低所得の人ほど負担が大きくなるということになるんで、それが軽減措置があるというのは分かりました。

それからですね、国民健康保険の通知を市町村が行うわけですが、従来の医療分とか介護分とか、後期高齢者支援分に加えて、この分についてもきちっと切り分けて示していかないと、県民がですね、住民がそれを認識できないといいますかね、払っていることが分からなくなってしまいます。その辺は、どういうふうになりますか。

○松元直史国民健康保険課長 お答えします。

今、委員のおっしゃっています保険料・保険税率の内容につきましては、市町村のそれぞれの条例で定められるものになるわけですが、今回県から市町村にお示しをしています国保事業納付金の額と標準保険料率これを参考にしてですね、それぞれの市町村においての判断の下で定められるということになると思っております。

それで現状ですけれども、市町村条例によっては、それしっかり区分して定

めているところもございますので、その辺も広報と併せてしっかり周知が図られるものと考えております。

以上です。

○山里将雄委員 市町村に任せるといことなんですかね。それがしっかりと示されていないと、やはりさっき言ったようにね、隠れ増税になってしまうような気がしますのでね、その辺も少し県として把握してもらいたいなというふうに思います。

それから、この件はですね、成立してから、8年度から実施ということで間を置いてたわけなんですけれども、その間でいろんな準備をしていると思うんですけれども、市町村のこれに対応するための準備といいますかね、それはもう整っていると。そのコストについては、どのような、いわゆる手当てといいますかね、その面についてはどうですか。

○松元直史国民健康保険課長 お答えいたします。

子ども・子育て支援金の導入に当たっての周知広報ですとか、システム改修に係る経費、これについては、国費で補助という制度が設けられております。

以上です。

○山里将雄委員 分かりました。

言ったようにですね、住民がしっかりとこの子ども・子育て支援金がですね、この中に含まれて徴収されているんだということをしっかりと認識できるようにですね、県としても、周知を徹底してほしいと思います。

よろしくお願いします。

○新垣新委員長 質疑なしと認めます。

以上で、乙第10号議案に対する質疑を終結いたします。

休憩いたします。

(休憩中に、補助答弁者の入替え)

○新垣新委員長 再開いたします。

次に、乙第11号議案沖縄県地域連携高齢者支援基金条例を議題といたします。

ただいまの議案について、保健医療介護部長の説明を求めます。

糸数公保健医療介護部長。

○糸数公保健医療介護部長 続きまして、議案説明資料の８ページを御覧ください。

乙第11号議案沖縄県地域連携高齢者支援基金条例について御説明いたします。

本議案は、高齢者が住み慣れた地域で日常生活を営むことができるよう、多様な主体による高齢者を支援するための取組を集中的に推進することを目的として、沖縄県地域連携高齢者支援基金を設置し、その管理及び処分に關し必要な事項を定めるものであります。

以上が、本議案の説明となります。

○新垣新委員長 保健医療介護部長の説明は終わりました。

これより、乙第11号議案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

喜友名智子委員。

○喜友名智子委員 御説明ありがとうございました。

今回の基金ですね、ちょっとこども未来部ではありますけれども、向こうのほうも子どもの貧困対策基金で、20億ほど積み増したと併せて、これについては高齢者向けの基金も新たにつくるということで、年代が幅広で見取組に県が積極的に取り組んでいるんだなという意気込みを感じております。

この高齢者の支援基金条例ですね、この基金を今回つくるまでの背景をお伺いしてもよろしいですか。

○高嶺公子地域包括ケア推進課長 お答えいたします。

沖縄県の高齢者人口は、将来に向けて全国一高い伸び率で増加することが見込まれておりまして、特に、要介護認定率が上昇する75歳以上人口が、全国と比べて突出して高い伸び率で増加することから、今後の高齢化への対応は急務というふうに認識をしております。

高齢者の地域での生活は、介護、福祉のみならず地域経済や住民による支え合いなど、多様な主体との関わりの中で成立しているため、沖縄県では、令和6年度に開催をしました、超高齢社会に対応する公共私連携に関する万国津梁会議の提言を踏まえまして、全国に先駆けて高齢者の支援ニーズに対応する新たな取組をつくり出す基盤となる官民連携プラットフォームの構築を進めて

おります。

今議会に提案しました地域連携高齢者支援基金につきましては、民間事業者や市町村、地域住民などの多様な主体が連携協働し、高齢者が住み慣れた地域で生活を継続できるよう支援するための取組を集中的に推進するものであり、万国津梁会議で提言のあった、全ての高齢者が安心して暮らせる高齢者フレンドリー社会の実現に向けて、取り組んでいきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○喜友名智子委員 全国で初というような、基金の類いだということも、やはり県がすごく頑張って仕組みをつくってくれたなど。万国津梁会議での提案を基にしてつくったということも、沖縄県ユニークなところではないかなと感じています。ぜひ安定した運用をしていていただきたいです。

この中でですね、恐らく特徴の一つになるであろうと思うのが、この多様な主体による高齢者支援の取組というところだと思うんですけども、ちょっと説明でもあったんですけども、多様な主体というところをもう少し具体的にどういったところを想定しているのか、今の段階でいいですのでお聞かせください。

○高嶺公子地域包括ケア推進課長 お答えいたします。

多様な主体とは、民間企業でありますとか、協同組合、社会福祉法人、NPO法人、介護サービス事業者、住民主体の活動団体など、幅広い主体を指しております。

以上でございます。

○喜友名智子委員 そうですね、もう今後恐らく、できるだけ地域に住みたい、自宅でこの介護、看護をするという方向性に向かっていくのだろうなど、想定というか全国の流れを見ていてもそう感じるんですけども、この基金で、年間どれくらいの予算でですね、こういった形でこの地域密着型の高齢者の支援というものを行っていく想定なのでしょうか。

○高嶺公子地域包括ケア推進課長 お答えいたします。

本基金につきましては、15億円で、令和8年度から令和12年度までの5年間の設置期間としております。初年度は、令和8年度の事業費は1億1000万円を計上しております。5年間をかけまして新たなサービスの創出であります

とか、地域密着型の整備の促進に、機動的に対応してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○喜友名智子委員 ちょっと個人的な話で恐縮なんですけれども、最近地元ですね、若い看護師さんが、在宅というか訪問看護のサービスを地域に特化した形でやりたいということで、事業所を開いたんですよね。御挨拶に見えられたので、どちらかというところ、その訪問介護のほうはよく話を聞いていたんですけれども、看護に特化した事業所を開くというのが初めてだったので、こういうニーズがやはり広がってきているのかなというふうに感じています。

例えば、こういった事業者の方がこのような基金を使ってサービス展開をするということも可能かどうか、ちょっと今聞いていいのかどうか分からないんですけれども、一応枠には入っているんですかね。

○高嶺公子地域包括ケア推進課長 お答えいたします。

地域密着型の介護サービスの種類としまして、看護小規模多機能型居宅介護という事業所でありますとか、定期巡回・随時対応型訪問介護看護といったようなサービスがございます。こういったサービスは、訪問介護と訪問看護が、組み合わさる形で24時間365日の対応ということで、医療や介護のニーズがある方も、地域で引き続き継続した生活を送れるような支援サービスとして重要と考えております。

この基金を活用しまして、そういった地域密着型のサービスの整備の促進を行っていききたいというふうに考えております。

以上です。

○喜友名智子委員 こども・若者施策の基金と併せて、この高齢者向けの基金も、ぜひ県の広報頑張ってもらいたいなと思うんですけれども、どんな形でこれ県民に広報していくのかという動きがあれば、教えてください。

○高嶺公子地域包括ケア推進課長 お答えいたします。

県のほうで推進しています官民連携プラットフォームの取組でありますとか、高齢者フレンドリー社会構築の取組につきまして、幅広く発信するために、今年度ツドレバという名称で特設サイトを立ち上げております。このサイトでは、本県の高齢化の見通しでありますとか、官民が連携して高齢者の生活を支える取組を推進する意義、そして、プラットホームでの実際の取組内容な

どを発信しております。

また今年度、プラットフォームでの取組に関連しまして、看護小規模多機能でありますとか、民間事業者、利用者の参加を得まして、知事の対話キャラバンというものを実施いたしました。その取組につきましても、民間事業者や県民の方に分かりやすい形で、動画で、県の公式のユーチューブのほうで発信をしております、県の取組について、周知啓発を図っているところであります。

以上です。

○喜友名智子委員 これも子ども若者関連の基金と併せて非常に期待をしておりますので、ぜひ頑張ってください。

ありがとうございます。

○新垣新委員長 ほかに質疑はありませんか。

西銘純恵委員。

○西銘純恵委員 お疲れさまです。

子どもの貧困対策10年、結構頑張って、全国に先駆けて頑張ってきているけど、いよいよ高齢者問題が沖縄の課題だなと思っているときに、周りでも、やはり今の縦の担当の皆さんがやっても、縦割りの行政の中で、やはり拾えないとか、なかなか解決できないとか、そういうのを持ってきたものですから、今度の基金をつくって安定的にきちんと取り組んでいくというのは、本当に私も、沖縄から全国に先駆けてになるんだろうなと思って、高く評価したいと思います。

具体的に4つの事業を書かれているものですから、そこを少し聞きたいと思いますが、1番の、多様な主体が連携する官民共創の場を構築するというのが、イメージとして、どういう形になるのかという説明をお願いしたい。そして実際に実施をされているということであれば、そこも含めて、説明をお願いしたい。

○高嶺公子地域包括ケア推進課長 お答えいたします。

県では、高齢者が住み慣れた地域で日常生活を維持できるよう、高齢者の支援ニーズに対応する新たな取組をつくり出す基盤として、令和6年度から、官民連携プラットフォームの構築を進めております。

具体的には、多様な主体が出会い、相互理解を通じて、気づきを得る場をつ

くる出会い気づきの支援、具体的な取組を検討するための具体化支援、トライアルや周知など取組の実現に向けた実装支援の3つの機能を、整備を段階的に進めております。

このうち出会い気づき支援につきましては、令和7年度に2回開催したところでございます。令和7年度につきましては、市町村、地域包括支援センターなど、16市町村からの参加を得て、民間事業者は40団体の参加をいただいたところでございます。

以上になります。

○西銘純恵委員 プラットフォーム、民間団体40とありますけど、どんな業種というのか、団体の種類で結構ですけど。

○高嶺公子地域包括ケア推進課長 お答えいたします。

多様な産業分野の団体に御参加をいただいておりますが、スーパーなどの小売業でありますとか、あと保険会社、IT企業でありますとか、家事支援サービスを提供している事業者さんでありますとか、特殊清掃などの廃棄物処理などを実施なさっている会社の方でありますとか、警備会社など多様な、事業分野の方に御参加をいただいております。

以上です。

○西銘純恵委員 多様なというのは、本当にいろんなかゆいところに手の届くようなことができるんだろうなと思うんですが、清掃業者というのも入っていますか。

○高嶺公子地域包括ケア推進課長 お答えいたします。

産業廃棄物業者が入っております、そちらが清掃なども請け負っている会社になります。

○西銘純恵委員 40団体って言われましたけど、やる中で、さらに参画していくところもね、課題を見つけたら出てくるんだろうなと。そういう形で進めていくんだろうなと、とても期待しています。既に実施されているけれども、市町村にも拡充するというので、受け止めます。

もう一つ、2番目の多様な主体が行う事業の創出という、この日常生活を維持することができるよとあるけど、1番と2番の関係では、かぶっているのかなと思ったので、少し説明を具体的にできたらお願いします。2番。

○高嶺公子地域包括ケア推進課長 お答えいたします。

1 番目のプラットフォーム事業につきましては、市町村でありますとか、多様な民間事業者が出会い、課題を共有して、具体的なサービスを検討する場の運営が1 番のほうになりまして、2 番目の多様な主体によるサービス創出につきましては、そこで具体的に検討された、新たなサービスのトライアル試行などを県のほうが財政支援をして、新たなサービスの創出を支援するというような取組が2 番になります。

以上です。

○西銘純恵委員 この2 番目の事業というのは、次年度から具体化されていくということでしょうか。

○高嶺公子地域包括ケア推進課長 おっしゃるとおりです。

令和8 年度で、具体的なトライアルまで支援したいというふうに考えております。

以上です。

○西銘純恵委員 とても期待しています。

3 番の地域密着型の介護ですよ——介護だけなのか地域密着、小規模になってくると思うんですが、それが身近にたくさんできることによって、本当に住み慣れたところであるところも関連するんだろうなと思うんですが、この3 番目に入れた理由というのは、現状との関係で何か課題があったのでこれを入れていくということになっているんですか。どうなんですか。

○高嶺公子地域包括ケア推進課長 お答えいたします。

将来に向けて、沖縄県でも高齢者人口の増加に伴って、今後、医療と介護の両方のニーズを併せ持つ高齢者が増加していくというふうに考えております。介護と医療のニーズを併せ持つ方が住み慣れた地域で日常生活を維持することができるように、医療でありますとか、介護のサービスを柔軟に、利用者のニーズに合わせて地域で提供する体制の整備としまして、地域密着型介護サービスの充実を図っていく必要があるというふうに考えております。

○西銘純恵委員 本当にこれが具体的に動き出したら、また地域での皆さんの声が届いてくるかと思いますので、次年度とても期待をしたいと思います。よ

ろしく申し上げます。

以上です。

○新垣新委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○新垣新委員長 質疑なしと認めます。

以上で、乙第11号議案に対する質疑を終結いたします。

休憩いたします。

(休憩中に、補助答弁者の入替え)

○新垣新委員長 再開いたします。

次に、保健医療介護部関係の請願令和7年第11号、陳情令和6年第56号外24件を議題といたします。

ただいまの請願等について、保健医療介護部長等の説明を求めます。

なお、継続の請願等については、前定例会の処理方針等に変更があった部分についてのみ説明をお願いします。

糸数公保健医療介護部長。

○糸数公保健医療介護部長 では、よろしくお願いいたします。それでは、陳情の処理方針についての御説明をさせていただきます。

ただいま表示しております請願・陳情に関する説明資料の2ページから4ページに一覧表それぞれがございます。保健医療介護部関係では、請願が継続1件、陳情が継続23件、新規2件となっております。

継続の請願については処理方針に変更ありませんので、説明を省略させていただきます。

続きまして、継続の陳情のうち、処理方針に変更があるものが2件ございますので、処理方針を読み上げて説明させていただきます。

44ページをお願いします。

陳情令和7年第144号沖縄県が設置したP F A Sの健康影響などに関する検討委員会に関する陳情について、変更した段落を読み上げますので、46ページを御覧ください。

下線で示した部分が変更箇所となっております。変更後の処理方針等の1段

目から読み上げます。

「P F A Sに関する健康影響対策検討委員会では、県民のP F A Sに対する健康影響への不安軽減を図るため、健康影響を把握するために活用できる既存資料・統計等の検討や血液検査を実施する場合の要点や留意点の検討、県民への情報発信の在り方などについて検討しております。

公費による血液検査については、県が主体となって実施するには整理すべき課題があると考えており、その点も含め、検討委員会において、それぞれの専門的視点から御意見をいただいているところです。

また、県民が必要な情報を入手し意見形成できるよう、検討委員会の議事概要については、委員会開催後1か月をめどに県ホームページで公表しているほか、令和8年2月6日に開催した第4回検討委員会では、住民の代表として市民団体から意見を聴取したところです。」と変更しています。

変更の理由につきましては、変更理由の欄にあるとおり、検討委員会での検討や市民団体へのヒアリングを実施したことなどを踏まえた処理方針の変更であります。

続きまして、47ページをお願いします。

令和7年第148号介護支援専門員（ケアマネジャー）の処遇改善と人材確保に関する陳情について、変更した段落を読み上げますので、50ページをお願いします。

下線で示した部分が変更箇所となっております。変更後の処理方針等の欄の1段目から。

「介護支援専門員を含む介護分野の職員の処遇改善につきましては、令和7年11月に閣議決定された強い経済を実現する総合経済対策において、他の職種と遜色のない処遇改善に向けて、必要な対応を行うこととされ、令和9年度の介護報酬改定を待たずに、令和8年度に臨時改定を実施することが決定されました。

この臨時改定において、これまで処遇改善加算の対象外であった居宅介護支援事業所等についても、新たに対象となりました。

県としましては、居宅介護支援事業所等の加算取得に向けて、説明会を開催し周知に努めるなど、必要な支援を行ってまいります。」

次に、2についての2段落目から御覧ください。

「経験の浅い介護支援専門員にベテランの介護支援専門員が指導に就く場合の、いわゆるO J T経費につきましては、県が支援できるよう検討してまいります。」と変更しています。

変更の理由については、変更理由の欄にあるとおり、1については、国が、

令和 8 年度に臨時改定を行うことになったことに伴う変更であります。

2 については、県が、地域医療介護総合確保基金を活用して支援する方向で検討することに伴う変更であります。

以上が処理方針変更に係る説明でございました。

その他の継続分については変更ございませんので、説明は省略いたします。

続きまして、新規の陳情 2 件について、御説明いたします。

51 ページをお願いいたします。

陳情第 3 号医療・介護分野における適切な財源の確保を求める陳情について、処理方針を読み上げます。

52 ページのほうを御覧ください。

1 について、国において、強い経済を実現する総合経済対策として、国民のいのちと暮らしを守り、安心して医療・介護・福祉サービスを受けられる体制整備を重視し、医療機関や薬局、介護施設等における経営の改善及び従業員の処遇改善につなげるため、医療・介護等支援パッケージが緊急措置されたところです。

医療については、医療・介護等支援パッケージの医療分野における賃上げ・物価上昇に対する支援事業について令和 7 年度 11 月補正で予算化したところです。さらに、重点支援地方交付金事業を活用した物価高騰支援事業を令和 7 年度 2 月補正予算へ計上したところであり、引き続き医療機関等への支援に取り組んでまいります。

介護については、医療・介護等支援パッケージの 6 事業に加え、重点支援地方交付金事業の計 7 事業を令和 7 年度 2 月補正予算へ計上したところであり、県内介護事業所等が実施する賃上げや職場環境改善等の取組に対し必要な支援を行ってまいります。

2 について、国は、令和 8 年度診療報酬改定について、令和 7 年 12 月 24 日に物価や賃金、人手不足等の医療機関等を取りまく環境の変化等をふまえ 3.09% のプラス改定とする方針を示していることから、今後の国の動向を注視してまいります。

介護分野の職員の処遇改善について、国は他職種と遜色のない処遇改善に向けて、令和 9 年度の介護報酬改定を待たずして、令和 8 年度に 2.03% の臨時改定を行うこととされました。

当該臨時改定では、処遇改善加算の加算率の引上げや上乘せ、居宅介護支援事業所等に対する処遇改善加算が新設されるなどの拡充が図られています。

県としましては、これまで加算の新規取得や上位加算取得に向けて実践的セミナーの開催や事業所への専門家派遣を実施しており、引き続き、介護職員等

の処遇改善に努めてまいります。

53ページをお願いします。

3について、県では、令和7年11月11日に全国知事会を通じて国に対し地域医療及び介護・福祉サービス提供体制の維持・確保に向けた緊急提言について要請を行っているところであり、国へ必要な財政措置などを求めながら、医療機関や介護・福祉事業所への支援を行ってまいります。

続いて、54ページをお願いいたします。

陳情第8号地域の医師不足解消を求める陳情について、処理方針を読み上げます。

本県の医師偏在指標は全国5位であり、医師多数県となっております。そのため、国の施策により琉大医学部臨時定員及び臨床研修医募集定員の削減の影響を受けております。

このため、国に対しては、本県を含む医師多数県の有志により、医師の年齢構成や働き方の変化、並びに離島・中山間地域が抱える深刻な医師不足の実情が、現在の指標や推計に十分反映されていない旨を継続して要請しております。

また、本県独自の要請としては、国境離島を抱える地理的特殊性を考慮した適切な医師確保策を国に求めているところです。

県としましては、引き続き国への要請を行うとともに、中長期的な医師養成の視点から、自治医科大学、琉球大学医学部及び県立病院における医師養成の事業を継続してまいります。

以上で、保健医療介護部関係の請願・陳情に係る説明を終わります。

○新垣新委員長 保健医療介護部長等の説明は終わりました。

これより、請願等に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

新垣善之委員。

○新垣善之委員 お願いします。

今新規の51ページ、令和8年第3号医療・介護分野における適切な財源の確保を求める陳情なんですけれども、この陳情の要旨の3行目ですね、医療機関、薬局、訪問看護ステーションや介護事業所等の経営は著しく逼迫し、閉院や倒産が相次いでいるとあります。この令和5、6、7で倒産であったりとか、閉院の数と違って、統計出ていますでしょうか。

○**當間隆治医療政策課長** 具体的な数字については、何件倒産したかという数字はちょっと手元にはないんですが、令和7年10月に医師会が公表した調査の中では、69.5%の病院が医業収支が赤字になっているという統計がございます。

それから、沖縄県内に関しましては、沖縄県医師会が、令和6年度に県内病院に対して行ったアンケートでですね、74%の医療機関で医業利益が減少傾向にあるというデータがございます。

以上になります。

○**新垣善之委員** その中で、県立病院も悪しからず約100億円の赤字が出ているというところで、地元に戻っても、いろんな様々な意見聞くんですけれども、やはり、いろんな報酬の公定価格であったりとか——でもしかしながら今のこのエネルギー高騰で、やはり赤字に転じてしまうというところで、この記の1で物価高騰対策を講じている、11月補正、2月補正あるんですけれども、記の3で本当に真水といった緊急的な支援を講じないと、我々県民の保健医療介護の分野で、数々の病院が倒産してしまえば、もう、県民の健康は担っていけないんじゃないかなと思いますので、本当に緊急的な、要請支援をしていかないと、ちょっと厳しい現状に来ているんじゃないかなと、今本当に身近で実感しているんです。

国への要請等ありますけれども、本当に緊急的な支援といったところでどんな対策を、今、来年度において予定しておりますでしょうか。

○**當間隆治医療政策課長** 医療機関等に対する支援につきましては、補正予算でも計上しているんですが、2つございまして、厚生労働省が支援を示している、医療・介護等支援パッケージというものがございます。こちらに関しては、医療分野における賃上げ、物価上昇に対する支援となっておりまして、こちらのほうを11月補正で計上しております。

それからもう一つ、内閣府のほうで重点支援地方交付金という交付金があるんですけれども、こちらのほうも、エネルギー食料品価格等の物価高騰による支援という内容になっていまして、こちらのほう2月補正で計上しているということで、両方ともですね、繰越しになっているんですが、早期に医療機関に行き渡るよう、スケジュール組んで取り組んでいきたいというふうに思っています。

以上です。

○新垣善之委員 ありがとうございます。

本当に何ですかね、医師不足もあるんですけども、そういったところもしっかりと現場と確認しながら進めてもらいたいと思います。

以上です。

○新垣新委員長 ほかに質疑はありませんか。

比嘉忍委員。

○比嘉忍委員 資料の5ページ、6ページですね。請願第11号。

前回の処理方針では、独自の個別計画の策定に向けて取り組んでまいりますと。処理方針でございますので、現在、現時点での取組状況についてお願いします。

○喜屋武向子地域保健課感染症対策監 お答えします。

本県では毎年度、県のエイズ対策への意見等を聴取するためのエイズ対策連絡協議会というものを開催しており、請願者もその委員として出席していただいております。令和8年2月3日の開催の協議会において、国のエイズ予防指針や性感染症予防指針に記載された都道府県の役割というものを確認した後、次年度中の個別計画策定のスケジュールを示して、委員と意見交換を行っております。具体的には、令和9年2月の策定を目指して、県でまずたたき台を作成してそれを基に複数回の作業部会を行って、素案の協議を行っていくというもので、委員からも、おおむね了承いただいているところです。

以上です。

○比嘉忍委員 ありがとうございます。

答弁でありました、次年度中で策定して、令和9年度にその計画に基づいて政策を展開していくということによろしいですか。

○喜屋武向子地域保健課感染症対策監 そのとおりです。

それを目指してやっていきたいと思っております。

以上です。

○新垣新委員長 ほかに質疑はありませんか。

比嘉忍委員。

○比嘉忍委員 しっかりよろしくお願ひしたいと思います。

もう一点ですね。ページ15ページ、16ページ陳情第117号ですね。

薬学部ですね。これも処理方針にあります、現時点の大学等のやり取り等の状況について説明をお願いします。

○中村章弘薬務生活衛生課薬務専門監 お答えします。

県は、薬学部の設置を希望する県内国公立大学の公募を令和5年度に実施しましたが、応募はありませんでした。しかしながら、琉球大学から協議を進めたいとの回答がありましたことから、令和6年度に、沖縄県と琉球大学による薬学部設置等薬剤師確保対応方策検討連絡会を4回開催しております。

その結果、県内国公立大学への薬学部設置の課題とし、学生及び教員定員の確保、建設費及び運営費の確保等が確認されております。県や琉球大学だけでは課題解決が困難なことから、県内の公立大学や、沖縄県薬剤師会等の関係団体等の協力を得ながら、国等への要請を行うことで琉球大学と合意をしております。

現在、関係団体への説明と協力依頼を行っているような状況と、また国への政策提言の案とし、薬学部を設置する場合の財政支援を求めるというようなことも提言をしていっているような状況で、引き続き県内国公立大学への薬学部設置に取り組んでまいりたいと考えております。

以上です。

○比嘉忍委員 ありがとうございます。

今ありましたように課題を抽出して2点ほど挙げていただきまして、琉大とも協力して、国への要請していきたいということなんですけれども、まだ現時点ではこの要請行動とかはされていないということでしょうか。

○中村章弘薬務生活衛生課薬務専門監 今この要請をしていくためにですね、大学と県だけではなくて、やはり地域の団体であったりとか、いろんなところの協力を得ながらやっていかなければならないだろうということで、医療業界につきましては、今全て回った状況です。今後また県内の公立大学であったり、あと経済界等に対してもそういった形で御説明と協力依頼を進めていく予定としております。

以上です。

○比嘉忍委員 それでは、経済界とか地域とか様々巻き込んで、これからその

方々と説明しながら、出資しながら、国への要請活動の目的等も合意を得て、それを踏まえて展開していくということによろしいですか。

○中村章弘薬務生活衛生課薬務専門監 そのとおりでございます。

○比嘉忍委員 スケジュール感、今共有できましたけれども、現時点でそれ最短で今どれぐらいをめどに、国に働きかけたいというスケジュール感をお持ちでしょうか。

○中村章弘薬務生活衛生課薬務専門監 今、可能であれば令和8年度中には、全ての団体等協力依頼をしまして、——各大学等によって多少少しこの要請の内容等がちょっと変わってくる可能性もありますので、琉球大学だけではなく、ほかの公立大学も含めて、そういった文言等を調整しまして、可能であれば令和8年度中には、取りまとめて要請していきたいというふうに今考えております。

以上です。

○新垣新委員長 ほかに質疑はありませんか。

米須清一郎委員。

○米須清一郎委員 44ページですね、第144号。

P F A S の健康影響の検討委員会に関する陳情ということで、次年度予算審査のときにも質疑したんですが、今年度が終わる中で、改めてですね、その検討委員会の状況、次年度に向けて、御説明をお願いできればと思います。

○宮城清美健康長寿課長 お答えいたします。

県ではですね、P F A S に関する健康影響対策検討委員会、これまで4回開催しておりまして、県民の健康不安等への対応について、専門家の委員の皆さんに検討していただいたところです。

令和8年度なんですけれども、P F A S に関する科学的知見、根拠に基づく情報を発信するとともにですね、健康への不安などを抱える県民への相談体制を整備することとしております。

予算額につきましては、407万1000円で、内訳ですけれども、相談窓口の設置に338万1000円。それとマニュアル等を検討するワーキンググループですね、その開催費用として65万9000円ということで計上しております。

相談窓口につきましては、看護師、保健師などの専門知識を持った職員によるP F A Sに関する相談、それと、この健康に影響すると言われている項目については、P F A Sだけが原因ではないようなものもあるということです。例えばコレステロール値が上昇するというようなことも言われておりますけれども、それについてはP F A Sなのか、それとも生活習慣なのかというところもありますので、そういった必要に応じてですね、日常生活における、指導、助言を行うことも想定しております。

ワーキンググループについてですけれども、P F A Sに関する最新の科学的知見の共有を図るとともに、県民からの相談に迅速かつ適切に対応するためのマニュアルの整備等についても、検討を行うこととしております。

以上です。

○米須清一郎委員 そもそも検討の状況というのはどうなのでしょう。今それを踏まえた次年度の御説明が中心だったかと思うんですが。実態ですね、実態も把握できているのかと。そして、健康不安という声がある中でのその払拭、その対応ということでの検討もあるかと思うんですが、実態がどうなっているのか。それに対してどうしていくのかという検討は、進んでいるんでしょうかね。

○宮城清美健康長寿課長 検討委員会ではですね、血液検査についても検討しております。その中で、委員からの意見として、血液検査についても検討していただいたところです。その中で委員からは、血液検査により、P F A Sの暴露が疑われる地域、集団の実態を明らかにすることが公衆衛生上の利益に資することが考えられると。ただ一方でですね、検査結果が個人の健康リスクを直接的に示すことはできず、健康影響への不安が解消されない可能性もあるとの意見もありました。

また県が実際に血液検査を実施する場合については、きちんとした調査デザインを構築して、第三者的な機関を通して、実施方法、それと結果をレビューしていくこと、検査後のフォロー体制の整備なども含め、十分な配慮が必要との意見もいただいております。

現在、県としましては、いただいた意見を取りまとめた上でですね、今後血液検査を含め、県民の健康不安への対応について、検討していくこととしております。

また、これまで5回にわたってということで、委員からの意見を踏まえまして、同じ内容になりますけれども、県として実施すべき対応の方向性を今整理

しておりまして、今後具体的な検討を進めることとしたいと考えております。
以上です。

○米須清一郎委員 今後の方針というのが、今年度中に決まるものなんですか。今後の方針を次年度引き続き検討するんですか。

○宮城清美健康長寿課長 報告書については、今年度取りまとめ、方向性についてもその中で示してですね、引き続き次年度においても、対応について検討していく、進めていくということで考えております。

○米須清一郎委員 そもそも実態がちゃんと把握できているかというところなんですけれども、委員会の中身、具体的に把握はできてないんですが、その検討する段階で住民の声もというような陳情になっているわけなんですけれども、今年度検討する中で、その住民の声というところも取り入れながらの検討になっていますか。

○宮城清美健康長寿課長 前回第4回では、委員から当事者である県民の声を聞く必要があるですとか、丁寧に、住民の皆さんの不安に思っていることを聞き取った上で、リスクコミュニケーションの観点からもですね、どういった対応ができるかというのを検討していく必要があるという意見をいただいて、先ほどの処理方針でもありましたように、2月に、第4回検討委員会で市民団体の方に参加いただいて、声を聞いたところです。

その意見を、ヒアリングした内容をちょっとお答えさせていただきたいと思っておりますけれども、その中で、やはり不安に思っていることは、分からないことが不安の原因、不安軽減に必要なことは、正しい知識、それと透明化すること、周知ですね、そういったものが重要だと。それと、これまで、県企業局の水は、対策が取られてP F A Sは軽減されているんですけれども、これまで使い続けてきた。そういった不安を抱えながら暮らしていると。それと、やはり血液検査が実態を知るために、健康を守る第一歩であるというような意見を、委員の皆さんにも情報を共有しております。その中で、先ほどお伝えした、県がやるとした場合に、こういうデザインが重要であるとか、事前事後の説明、それと検査後のフォロー体制も必要であるというような意見もいただいておりますので、県としては、そういったことを踏まえながらですね、次年度、どういった取組ができるかというのを検討を進めていくということで考えております。

以上です。

○米須清一郎委員 今年度の最後の第4回の委員会に当たって、住民の意見も取ったというところで、それを踏まえてしっかり方針、示していただきたいというのがありますし、引き続き次年度検討する要素が続くとも思いますし、県民の声を1回取って終わりじゃなくて、引き続きそういったものも把握しながらですね、また相談窓口を設置するということでその運営も含めて、やっていないことの対応の難しさがある中で、その継続的な県民とのキャッチボールをしながらの、県としての対応を進めていただきたいと思います。

以上です。

○新垣新委員長 ほかに質疑はありませんか。

西銘純恵委員。

○西銘純恵委員 54ページ、最後の令和8年第8号医師不足解消の陳情です。

陳情の中身は、日本の国の医療政策について厳しく書いているんですけども、OECD加盟国でも最少の医学部卒業生がさらに削減されるとか、単純平均で比較したら、日本の医師数が13万人不足していると。この書いているものについては、県も認識は一緒なんでしょうか。

○大仲浩二医療政策課北部医療センター・医師確保推進室長 我々、沖縄県民主医療機関連合会の陳情者にお会いしてきました。お会いしてきた上で彼らのほうから、昨今医師偏在対策に伴って、現場が大変疲弊しているという言葉聞いております。今、西銘議員がおっしゃったOECDの場合であれば、例えば38か国、OECDありますが、その平均値が大体3.9人とか、それを日本の場合は2.6人、差額の1.3を、日本の人口に掛けて約13万人が不足していますよとか。あと医師の需給推測等によって、80歳での診療所の退職、過労死水準の年間960時間ということも、その考慮に入れていることも我々としては認識してございます。

以上です。

○西銘純恵委員 診療所の医師が80歳で引退することが前提、960時間の時間外労働とかね、本当に地域の診療所とか、総合病院に行くときにも、なかなか医者がいないとかというのをとても感じて、さらにそれが減らされていくとい

うことは、もうとてもじゃないけど医療を守れないなという本当に不安を私も感じています。

沖縄県が医師多数県となっているという問題についても、県としてはそうじゃないでしょうということで国にも何度も要請されていると思うんですが、政府に対して、沖縄県の現状をどのように訴えてきたのか、それを説明いただけますか。

○大仲浩二医療政策課北部医療センター・医師確保推進室長 お答えいたします。

これまでは人口10万人に対して、沖縄県は、全国平均並みとか、最近のデータでは人口10万人から若干減になっているんですが、厚労省のほうは、そういった年齢だとか、労働時間だとか、患者の流出だとか、いろんな形で医師偏在指標を用いて医師確保計画をつくりなさいという形が、厚労省からの指示でございました。

そういった中、沖縄県は全国5位の医師多数県ということで、我々は機械的に算出されたレッテルを貼らないでくれという形で国に要望していますが、要は、機械的に算出されたことは臨床研修医とか、若手の医者が働くことによって労働時間ももちろん加算しますので厳しいでしょうだとか、あと島国なので他県に行きたくても他県の病院に行けませんよとか。そういった形を踏まえて、地理的特殊性という観点から、医師多数県、県独自の要請、医師多数県では昨年2回、県独自でも2回行いました。

そういった中で、国のほうも、昨年まで結構塩対応だったんですが、今年度に関しては、沖縄県の地理的特性ということを少し鑑みていただいたのかなと、我々としては感じております。

以上です。

○西銘純恵委員 県立病院も、医師不足が大変だということで出ましたけど、沖縄全県で、診療科別の最も医者が少ない、困っているという、医師会との交流があるかと思うんですが、そこら辺で、ワースト5でもいいんですけど、医者が足りないというところの診療科、お分かりでしたら。

○大仲浩二医療政策課北部医療センター・医師確保推進室長 医師偏在指標全体での指標でございまして、そういった中、小児科であれば15歳未満だとか、産婦人科であれば、産める女性の年齢だとか、いろんな形で限られてくるものですから、厚労省としては小児科と産婦人科の医師偏在指標は示してござ

います。なので今委員おっしゃった、全ての科目に医師偏在指標があるわけではございません。

そういった中、沖縄県は全国5位の医師多数県ではございますが、逆に、小児科であれば、全国44位というデータとなっております。

以上でございます。

○西銘純恵委員 県民の側からすれば、今話された小児科は44位で本当に足りないと、ましてや小児人口が多い、他県に比べてもね、そこら辺で全く真逆の状況を、政府はね、医師多数県というくくりで沖縄を見ているというのをとても感じています。

医師養成、頑張って、県政としてやりますという医師養成の事業を継続していきますって書いてはあるんですけど、琉大医学部と県立病院における医師養成ということで足りるのかどうか、具体的に、見通し、医師の充足。患者側からすれば、必要とする医療にかかれないうところをやはり解消するということまでいくとしたら、あとどれぐらい必要だよねとか何か持っていますか。

○大仲浩二医療政策課北部医療センター・医師確保推進室長 今委員おっしゃったデータを持っているかと言いますと、ちょっとかなり厳しいかなと思っていますが、地域枠、自治医もそうですが、地域枠に限って言いますと今年度38名の方が離島に行ってます。そのうちの2人は離島診療所でございます。

そういった形でこれをずっと継続していくと、令和11年頃からは、70名当たりの方が離島に行けるのではないかという、あくまでも試算上のデータでございますが、そういったことで我々は考えております。そういった形で、どの科でどういう科目で足りないとか、そういったものがあるのであれば我々としても、各病院と話し合いながら、地域枠の学生、自治医の学生、県立選考病院で養成された学生たちをどういう形で適材的に配置できるかを病院とも一緒になって考えていきたいと考えてございます。

以上です。

○西銘純恵委員 10年ぐらい前ですかね、地域枠でコンスタントに養成をしていけば、今、令和11年までには一定充足するだろうって話したのが、多分その話だと思うんですよ。ただそれが、特化した——診療科の中身からすれば、やはりどこが足りないままよ——小児科が44位というものですから、そこ

ら辺の医師の養成というのも、県政として、地域枠とかいろいろありますけど、何の医者が足りないからそこに、医師になってくれないかとかいう、そういう形の医学生なりの養成のときの話合いというのかな、何か、県や医師会と一緒にそういうことはやっているのでしょうか。

○大仲浩二医療政策課北部医療センター・医師確保推進室長 医師会とかという話で限って言いますと、将来の種をまくという形で高校生だとか、あとは、小中学生たちに向けてですね、医療現場はこういうものですよという、手術のオペの実証的なものを体験していただくとか、そういったことも行ってございます。

あとはやはり脳外科、産科、小児科等やはりその特定科目、かなり厳しい部分がございますので、地域枠の学生に、例えば、その科目に行けば、さらに200万円とか、貸与が別でありますよというものの細事業も2事業ほど準備してございます。

以上です。

○糸数公保健医療介護部長 沖縄県と沖縄県医師会が定例で会議をしている中でも、やはり将来の医師の養成というふうな形で今、県医師会のほうが非常に精力的に、キッザニアというふうな、本当に職業体験みたいなものを県内の医療機関が行っているものを医師会のイベントで持ち込んでやるというふうなことをやっております、将来の医師養成に向けたことについて、協力しながら進めているという状況でございます。

○西銘純恵委員 国に対して、この陳情ですね、医師不足解消を求める意見書を提出するようになって書いてあるんですが、議会として意見書を出すということについては、大いに賛同できるというのか何か、やってほしいという思いはありますか。陳情に書いてあるんですよ。

○大仲浩二医療政策課北部医療センター・医師確保推進室長 陳情者と先ほどお会いしたという話をしたんですが、彼らとしては、まず沖縄県として、医師多数県での要請していることは、認識してございました。ただ沖縄県独自で要請していることは、認識不足でございました。そういった観点から我々こういう要請をしていますよってことを伝えた結果、やはり陳情者としても、丁寧に引き続き沖縄の現状を国に言ってくれという話がありましたので、県といたしましては、今やっている医師多数県の要請プラス県独自の要請を次年度も引き

続き行っていきたいと考えてございます。

以上です。

○西銘純恵委員 ありがとうございます。

もう一点。51ページの令和8年3号の新規の52ページで、補正予算で繰越しになっているけれども、パッケージの予算とか物価高騰支援の交付金事業とか、具体的に現場に届くスケジュールというのはどうなっていますか。

○當間隆治医療政策課長 今ですね、対象者が何千件とすごく多い数があるんですけれども、それを審査して受け付ける委託業者のほうを選定に入っているところになっております。この委託業者が決まった後ですね、交付を受け付けて、早くて5月から8月ぐらいの間にできればなあというスケジュール感で今動いてるところになります。

以上です。

○西銘純恵委員 3番の要請で、緊急対策を行ってくれということがあるだけにね、ちょっと手続的に5月から8月というのは、全然現場の状況に対応できていないんじゃないかなあと思うんですが。もっとスピード感持ってできませんか。

○當間隆治医療政策課長 先ほどこっと申し上げたんですが、対象機関が二千何件あって、両方合わせると4000件余りの審査をしないといけないというのがあってですね、結構この審査にも時間がかかるというのもあってですね、可能な限り早期に支給したいというふうに考えてますので、できるだけ申請を簡素にするとか、工夫して早めに行き渡るようにしたいと思います。

以上です。

○西銘純恵委員 国からどういうふうなメニューというんですか、うるさいんですか。結構給付金をもらうとか、そういう制度がこれまでずっと、結局審査に時間がかかるとかあったんですが、今回も同じような国から、これこれこれにどれだけ支給するという条件とか、そういう支給に関する要件というのかな、それが煩雑というのか、簡単に言えばね、規模がどれだけだったら、はい、まず1000万出しますよとか、そんなものであればね、4000件という箇所がどういう形態の事業所とかが分かれれば、ぽっとできると思うんですが、その国の示した支援のメニュー、それに何か問題、問題と言ったらちょっと語弊

がありますけど、申請するのに難しいというのがありますか。

○當間隆治医療政策課長 これまで行ってきた支援については、補助金という形で行っておりました。今回特に重点支援地方交付金については、補助金という形ではなくて、報償費ということで、病院とか診療所等の規模に応じて一定額を一方的にお渡しするという形の対応で、早期に行き渡るような形で工夫をしております。

以上です。

○西銘純恵委員 そうしたら支給については、そんなに時間かかるものじゃないと思いますので、委託業者、そこが選定されたら、早急にできるようにお願いします。

以上です。

○新垣新委員長 質疑なしと認めます。

以上で、保健医療介護部関係の請願等に対する質疑を終結いたします。

説明員の皆さん、大変御苦勞さまでした。

休憩いたします。

(休憩中に、執行部退席)

○新垣新委員長 再開いたします。

以上で、予定の議題は全て終了いたしました。

次回は、明3月19日木曜日午前10時から委員会を開きます。

委員の皆さん、大変御苦勞さまでした。

本日の委員会は、これをもって散会いたします。

沖縄県議会委員会条例第27条第1項の規定によりここに署名する。

委員長 新垣 新